



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（3）　－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対象をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 52(1), 420-383
Issue Date	2001-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15079
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(1)_p420-383.pdf



ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳 (3)

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2

(以上51巻5号)

7・1～13・3

(以上51巻6号)

13・4～19・2

(以上本号)

20・1～

(次号以下)

おわりに

204

13・4¹⁾ a)家臣は、b)彼が(主君に異動があり)別な(=第2の、新しい)主君に(所領の)授封更新を求める(volgen)²⁾際にも(ないし、際でさえ)、b)・3) c)彼の所領全体のもとにある(=所領全体に含まれている)c)・4)一つの宅地(word)⁵⁾または1モルゲン(morgen)(の耕地)⁶⁾ d)または一人の(従属的な)人間(man)^{d)・7)}を、e)(それが彼のレーンに含まれることを承認しない)彼の主君に対(抗)して、e)・8)

聖遺物にかけて(の単独の宣誓をもって、証人による立証なしに)(彼のレーンに含まれるものとして)(立証・)取得することができる、^{f)}彼がそれ(=所領そのもの)を適法なゲヴェーレの中にもっている(in rechten geweren hevet)(=6週と1年、主君の正式な異議(申立)なしにレーンとして占有・支配していた)^{f)・9)}場合には。^{a)・10)}

AV 1・38¹⁾ a)家臣は、一つの宅地(cortis)⁵⁾または1モルゲン(iuger(um))(の耕地)⁶⁾を^{f)}それ(らのもの)について彼に占有がある(in eo sibi sit possessio)(=それらのものを彼が占有している)場合、^{f)・9)}(彼)一人で(=単独の)宣誓をもって(立証・)取得することができ、この場合は証言(=証人による立証)を必要としない。^{a)・10)}

- 1) この条項の位置(ないしこの条項にいたる条項の配列)については、あらかじめ前出レーン法13・1(=AV 1・103)、註・1を参照されたい。そのこととも関連して、このレーン法13・4には(そのもとになった、AV 1・38とくらべると)幾つかの「補足」「改訂」が施されている。それによって両者の間にどのような相違が生まれるかについては、該当箇所への註でそれぞれ検討した上で、後註・10でまとめて述べることにする。
- 2) volgen の語については、前出レーン法2・6(=AV 1・7)、註・3を参照。
- 3) b-bの箇所は、AV 1・38に対応箇所がなく、レーン法13・4で補足された(と目される)ものであるが、この「補足」が何を意味するかについては、後註・10で、両条項全体の相違について述べる際に、併せて検討することにする。
- 4) c-cの箇所も、AV 1・38に対応箇所がなく、レーン法13・4で補足された(と目される)ものであるが、この「補足」が、無意識的にもせよ、(すぐ次に出てくる)「宅地」・「モルゲン」・「人間」が(ほんらい)家臣の所領の中に含まれていることを指摘して、この係争において家臣が勝つ(=勝訴する)理由をより説得的なものにしようとする著者の心理に発したものであることは、改めてコメントするまでもあるまい。
- 5) word(=Wurt)の語(および、それを「宅地」と解したこと)については、ラント法1・34・1では、「その(=wordの)上で人が車の向きを変えることができる」とされていること、および、(アイケ以後のテキストに属するものであるが)、同2・48・5のhof unde wordという表現(つまり、それがhof=(この場合)「屋敷」と区別されていること)を参照されたい。因みに、AV 1・38でこれに対応するcortisの語は、Text I, S. 127のGlossar(zu cortis)では——curiaと同じく——Hofと訳されているが、J. E. NIERMEYER, Mediae latinis lexicon minus, S. 295, Art. curtis(cortis)に

よれば、「*maison* と *jardin* を含む *l'enclos*」を指すこともあり、また、*Lexikon des Mittelalters*, Bd. 19, Sp.174 によれば、(現代語の) *Wurt* は、「洪水の危険のある湿地帯において、通常は人為的に、盛土された(小高い) *Wohnhügel*」を意味する、という。

- 6) この「1 モルゲン(の耕地)」は、「飛び地」か、それとも(あるいは、むしろ)、前註・4で述べた「宅地」に隣接する「菜園」である可能性が高い、と思われる。
- 7) *d - d* の *enen man* の語は、AV 1・38に対応する語がなく、レーン法13・4で補足された(と目される)ものである。*man* (および、その複数形、*lude*=*Leute*) の語は、*egen man* (および、*egen lude*) の意味で用いられることもあるが(たとえば、ラント法3・32・6の *man* —— この条項については、石川「人についてのゲヴェーレ・小考」、本誌37巻・4号、1987年を参照 ——、および、同1・52・1の *lude* —— この条項については、石川「アイゲン」、25頁以下を参照 ——)、このレーン法13・4の *man* も「体僕」の意味で用いられている、と解すべきであろう。なお、たとえばラント法1・21・2には(おそらくラテの身分に属する「小作人」を指して)「所領に生まれついている *lude*」という表現も出てくるが、このレーン法13・4の場合、主君は、この *man* が家臣に与えたレーンに含まれているのではなく、自分が直接に支配すべき者だ、と主張しているのだから、この *man* が「所領(この場合、特に小作に出されている土地)に生まれついている」のではなく、土地と切り離して自分が(直接に)支配することもできる者であることを前提していることになるから、この *man* は「体僕」を指すと解してまず間違いあるまい(この点については、石川「アイゲン」、19頁をも参照されたい)。以上の推定が当たっているとすれば、この *d - d* に *man* を「補足」したのは、「ラント法」(特に3・32・3~9で)「体僕」(の帰属)の問題について深く省察したこと(上掲拙稿「人についてのゲヴェーレ・小考」を参照)が契機になったもの、と考えられる。
- 8) *e - e* の箇所(原文: *jegen sinen herren*) も、AV 1・38には対応する語がなく、レーン法13・4で補足された(と目される)ものである。それによって、この主君と家臣の間の対立がレーン法廷における裁判の形で争われている、ということが(いちだんと)鮮明になっている。「彼の主君に対(抗)して」と「抗」を補ったのも、その点を明確にしようとしたものである。
- 9) この *f - f* の箇所について、真先に目につくのは、レーン法13・4の *rechte gewere* に対応する語が AV 1・38では単に(=形容詞 *iusta* のつかない) *possessio* になっている、ということであろう。この事実が何を意味するかについては、次註・10で、両条項全体の相違を論ずる際に検討することにする。
- 10) 本註では、レーン法13・4と AV 1・38のテキストの間に見られる相違(前註・3、4、7、8、9を参照)が両条項の論旨全体についていかなる意味をもつか、という問題をまとめて検討する。

真先に問題にしなければならないのは、この条項が、それぞれのテキストにおける条項の配列に従って読む場合、どのような論述の流れの中に位置しているか、ということである。(この点については——前註・1で挙げた——前出レーン法13・1=AV1・103、註・1を今一度参照されたい)。

「アウクトル・ヴェートウス」から始めると——。1・27(=レーン法10・1)から暫くの間——「レーン法」の用語で言えば——*gedinge* と *wardunge*、つまり授封された家臣が直ちにレーンを占有(・支配)することのないケースを中心にして論述してきたAVは(ただし、1・29はレーン法7・4に対応)、1・37(=レーン法12・1)において、家臣が一定規模の(または、一定額の収益を生む)レーンを授封され(現実に占有・支配し)ていることをレーン法廷で証人になりうる要件として挙げたのを承けて、この1・38では、(それよりもはるかに規模の小さい)宅地や耕地について、それを「占有」(*possessio*)している家臣は(言わば「占有」の効果として)それを(比較的)容易に自分のレーンとして(立証・)取得することができる、という趣旨のことを述べる。その後につづく1・39と40は(レーンの) *possessio* に関する「定義」的条項であるから、AVにおける中心的主題は、まさにこの1・38が契機になって、なだらかにレーンの「占有」(ないし、「占有権」)の問題へと移っていく。したがって、1・38が(*f-f*の箇所)で(単に) *possessio* の語を用いているのは決して偶然でないことが判る。

これに対して、「(ドイツ語第1版)に限って」「レーン法」の論述の流れを辿ってみると——。「ドイツ語第1版」では、(上述AV1・37に対応する)レーン法12・1の後に、レーン法廷における(証人の地位をも含む)家臣の地位が彼の(教会法、および、特に)ラント法上の地位によって左右されることを説くレーン法12・2が「補足」され、さらにその後に(AV1・103をもとにした)レーン法13・1が移されて、そこに(いきなり) *rechte Gewere* の概念が登場してくる。さらにその後には *rechte Gewere* の「例外」を扱ったレーン法13・3が(新たに)「補足」されて、そこでは(所領に含まれている「小さな」ものについての) *rechte Gewere* の(言わば)「付随的」効果が説かれ、このレーン法13・4の後ににつづく *Gewere* に関する「定義」的条項、(AV1・40と41に対応する)レーン法14・1では、*Gewere* の概念がこれら *rechte Gewere* に関する諸条項を承けた形で叙述される。以上によって、レーン法13・4で(AV1・38に対応する) *(ge)were* ではなく) *rechte gewere* の語が用いられている(前註・9を参照)のは単なる偶然ではないこと、および、「レーン法」では *gedinge* と *wardunge* から (*rechte Gewere* への)中心的主題の転換が、(このレーン法13・4を待ってからではなく)すでにレーン法13・1で、それも「いきなり」(あるいは、きわめて鮮明な形で)行われていることがはっきりするであろう。

それだけではない。この *rechte Gewere* 概念の登場によってレーン法13・1は、すでにそれへの註・2で述べたように、もとになったAV1・103に対して、二つの点で重要な「改訂」を加えている。一つは、(AV1・103では、「所領の授封また

は引き戻しを希すべき」家臣の権利が扱われていたのに対して)、レーン法13・1では *rechte Gewere* が(まったく新たに家臣になった者を含めて)すべての家臣にかかわ(りう)る権利として論述されていること。もう一つは、(AV1・103では——少なくともこの条項の文言だけからは、上述のような家臣が(年期内に)主君から授封(更新)(ないし、再授封)を受けなかった場合でも、所領を占取した後(主君の正式な異議なしに)一定期間それを占有しつづきさえすれば、それについての家臣の「占有権」が成立する、という「誤解」を生む余地が残されていたのに対して)、「レーン法」では、—— *rechte (ge)were* (=適法な占有)の概念が登場するだけでなく、レーン法13・3の「補足」によって、こうした誤解の余地は完全に排除されていること。

ここで、(前註・3で留保しておいた) b-b の「補足」が何を意味するのか、という問題に立ち戻ると——。この箇所の原文は *of he san an enen anderen herren volget* であるが、ここで注目されるのは *san* (=sogar) という強調詞の存在である。著者はなぜ(数ある主君からの授封にもとづく所領の占有・支配のケースのうち)(新しい主君に対する)授封更新の請求だけを強調したのであろうか。その理由はおそらく次の点に求められる。すなわち、他の場合には必ず、(「相続」の場合のように、家臣が替ることはあっても)主君が替ることはないのに、この「授封更新請求」の場合に限って主君が交替する、ということがそれである。ある家臣がまったく新たに主君に臣従する場合には、主君は授封に際してその目的物を(慎重に)特定するであろうし、所領の引き戻しの場合には、家臣は(少なくとも1年足らず前までは)その所領を占有・支配していた。また、「相続」の場合には、亡父が当該主君の授封にもとづき所領を(長い間)占有・支配しているだけでなく、その^{レーン}封相続人は亡父死亡の時点でその占有・支配を引き継ぐ(前出レーン法6・1=AV1・24を参照)。(この場合は、さらに、後出レーン法26・9や37・1と3などから、^{レーン}封相続人が所領について(亡父がもっていた) *rechte Gewere* を引き継いだ、と推定される)。そうだとすれば、(授封の際に)当該主君はそれまで家臣(または、その亡父)に自ら問題の所領を授封したことがなく、したがって主君と家臣の間で所領そのものに何が含まれて(い)るかをめぐる紛争が最も起こりやすいのも、他ならぬ授封更新請求の場合であろう。そこで、b-b の「補足」は、特にこの場合に言及して、それまで所領(そのもの)を(6週と1年)占有していた家臣には、レーンの付属物(の立証)について *rechte Gewere* の「付随的」効果を認めようとしたのではないか。

もちろん、レーン法13・4が扱っているのは、家臣が実際に所領を授封されそれを占有(・支配)してから6週と1年(以)後の時点における主君と家臣の係争である可能性も決して小さくはない。しかし、そうした解釈を探ると、b-b において特に授封更新請求の場合を強調した理由を(よく)理解することができなくなる。ザクセンシュピエゲルでは、これまでの諸条項にもすでに幾つかその例が見られるように、現在完了形ないし過去形の方が判り易い場合にもしばしば現在形が用いられている。しかし、この b-b の邦訳で、「授封更新を求める」の

後に「(ないし、授封更新を受けた)」という補訳を加えなかったのは、授封の時点で生じ(うる)係争にかかわる(あるいは、それをも含む)という解釈の可能性を(できるだけ)はっきりさせておきたかったからである。

14・1¹⁾ a) (同じ) 一つの所領 (gut) は、それを(次々と)一人がもう一人から(レーンとして)受領している (hebbe) というように(して)、幾人かの持主のものであり (maneges herren sin) うる。²⁾ しかしながら、ゲヴェーレ (=占有) (de gewere)³⁾ は一人のもの (enes) でなければならない。^{a)} くすなわち、それ (=その所領) を利用の中と収益の中にもち (in nut unde in gelde hevet)、⁴⁾ また、^{b)} それ (=その所領) から賃料(ないし、小作料) (=tins) を取得している者、⁵⁾ それが女性であれ男性であれ、⁶⁾ その者がそれ (=その所領) についてゲヴェーレ (=占有) (gewere) をもつのであり、^{3)・b)} そして(ないし、したがって)、誰かがそれ (=その所領) に対して不法行為を働いて、損害を与えた (misse dun)⁷⁾ 場合は、人 (=加害者ないしその後見人や主人などそれに代るべき者) はその (=ゲヴェーレをもつ) 者に対してその(ことの) 責を負う (=損害を賠償す) べきである。⁸⁾ ^{c)} しかしながら、(その) 家臣 (de man)⁹⁾ が暴力(ないし、実力)をもって (mit gewalt)¹⁰⁾ (奪い) 占有する(ないし、している) (besit)¹¹⁾ もの (=所領) は、^{c)} 人 (=所領を奪われた者) が(その) 暴力(ないし、実力による所領の占取)¹⁰⁾ を(法廷における) 正規の訴え (rechte klage) をもって追求し、そして(人が) そのことを(証人により) 立証できるならば、¹²⁾ ^{c)} (決して) 「適法なゲヴェーレ (=占有) (rechte were)¹³⁾ とは言わ (het) ない。^{14)・c)}

AV 1・39¹⁾ a) (同じ) 一つの土地(ないし、耕地) (ager) は、(次々と) 一人がそれをもう一人から(レーンとして) 受領している (habeat) というように(して)、多く(ないし、複数)の持主のものであり (multorum esse dominorum) うる²⁾ が、これ (=その土地) についての占有 (possessio)³⁾ はしかし一人のものであるべきである (unius erit)。^{a)} AV 1・40¹⁾ b) 誰かが(その) 土地の賃料(ないし、小作料) を受け取っている場合は、⁵⁾ (その者が) 男性であれ女性であれ、⁶⁾ それ (=その土地) について彼(女)の占有 (possessio) がある、³⁾ ということが(はっきり) 判る。^{b)} ^{c)} しかしながら、何であれ暴力をもって (violenter) 占有され(て)いる (possidetur) ものは、これについての占有(権) (possessio)¹³⁾ (がある) とは判断されるべき (iudicetur) でない。^{4)・c)}

- 1) これらの条項については、あらかじめ前出レーン法13・1=AV1・103、註・2、および、レーン法13・4=AV1・38、註・10を参照されたい。
- 2) *herre* または *dominus* の語は——「レーン法」および「アウクトル・ヴェートウス」における少なくとも（圧倒的）大多数の場合と同様に——（基本的には）*Lehnsherr* を指す。*Lehnsherr*は「封主」とも訳され、「主君」であると同時に家臣にレーンを封与する「封^レ持主」でもあるが、そのうち *Gewere*（ないし、*possessio*）をもつ者が「主君」の地位にない場合（後註・9）もありうるので、ここでは（「レーン」の語は *ルビ* または補訳で補うにとどめ）単に「持主」と訳しておいた。
- 3) これらの箇所では、「占有」を意味する *gewere* の語は AV の *possessio* の語に対応している。前出レーン法5・1（=AV1・19、1・20）、註・2を参照されたい。
- 4) この *in nut unde in gelde hevet* という表現は、すぐ後の註・5の箇所とともに、*gewere* に「定義」的説明を与えている件に属しているが、（後者とは異なり）、AV にはそれに対応する箇所がなく、「レーン法」で（新たに）「補足」された（と目される）ものである。この表現について最も戒めなければならないのは次のことである。すなわち、この *gewere* の持主は、所領（=土地）を「利用と収益の中にもつ」、つまり「用益」しているのだから、「用益権」をもつ「小作人」も *gewere* をもっている、と速断してはならない、ということがそれである。*Gewere*=「占有（一般）」という通説が、この箇所について言えば、こうした「誤解」にもとづいていること、あるいは（逆に）、こうした「誤解」を伴わざるをえないことは、たとえば、ハインリッヒ・ミッタイス著、世良晃志郎・廣中俊雄共訳『ドイツ私法概説』（1961年、創文社）の、「人は土地を“in nut und gelde”もつことができる。この場合（dann）、土地を用益する（nutzt）者も、地代を徴収する者も（あるいは、と同様に）、*Gewere* をもっている」（169頁）という件によっても、はっきり確かめることができよう。すでに、石川「ゲヴェーレ」、154~155頁で指摘しておいたように、ザクセンシュピーゲルに *nut* の主体（=その権利をもち、または、*nutten* する者）として現れるのは、「レーン法」では「家臣」か「主君」（25・4、38・2、43・1、65・21）、「ラント法」では（不動産に関する限り）「裁判官」であって（1・28）、「小作人」であることはない。また、*gelt* の主体（=それを取得する者）も、「レーン法」では同じく「家臣」か「主君」であって「小作人」ではない（26・2、26・3、65・21、69・2）、というだけでなく、「ラント法」ではこの語が、「粉碾場・税関・造幣所・葡萄園からの収益」、を指して（2・58・2）——つまり（前出レーン法11・3=AV1・35・aによれば）「定期金レーン」を指すものとして、さらに（^{領主}が「裁判官の許可なしに」=自力で差押えることのできる）「小作料」の意味でも（1・54・4）用いられる。つまり、所領を「利用と収益の中にもっている」のは、（それを小作人に貸し出している）領主としての「家臣」または「主君」であって、それを（今日的な意味で）「用

益]している小作人ではないのである。なお、この点については、(レーンと小作地の峻別を説いた後出レーン法60・1と60・2、および、(その問題を論じた)石川「ゲヴェーレ」、155頁以下と、「ヘールシルト制」(3)、(482頁以下の)註・243を参照されたい。

また、この点についてこのたびのAVとの対照訳を通じて(新たに)得られた知見を摘記しておく——。nutの語は「レーン法」では、前述したように、この条項のほか、25・4、38・2、43・1、65・21でも用いられている。このうち(すでに)「ドイツ語第1版」に姿を見せるのは、この14・1のほか、38・2と65・21におけるそれであるが、38・2は「ドイツ語第1版」で「補足」された(と目される)条項であり、65・21ではこの語は——対応するAV2・29では単に *absque redditibus* (それと同義と思われる *reditus* の語についてはすぐに後述する)とあったものが——「ドイツ語第1版」で *ane nut unde ane gelde* と「補足」された箇所^{レーン}に姿を見せる。これを要するに、「レーン法」で *nut* の語が用いられている箇所はすべてAVには対応する箇所がなく、「ラント法」ではこの語がすでに——裁判官は、相続人なしに遺された遺産を1年と1日保管した後、それを *sine nut* (自らの利用)の中へもちこんでもよい(=自ら利用してもよい)という文脈の中で——用いられていることを考え合わせると、「レーン法」におけるこの語は、「ラント法」執筆後に「補足」された可能性^{レーン}があるのではないか。また、AV1・67では *beneficiales redditus* の語が *angevelle* (=封相続人^{レーン}(である家臣)が未成年である間、(原則として)主君に帰属する「所領の収益を取得する権利」)の意味で用いられているが、対応するレーン法26・2ではこの語が *dat gelt des gudes* とも訳され、さらに、直後のAV1・69・aでは同じものが *census* と言われ、これに対応するレーン法26・3ではこの *census* にも(26・2と同じ) *gelt (ut des kindes gude)* の語が宛てられている。この場合、*gelt* の語が実質的に(領主が取得する) *tins* を意味することは紛う方なく明らかである、と言えよう。

以上によって、*in nut unde in gelde hevet* という表現が、(領主がその所領を)小作地として貸し出すという形で「利用」し、そこから小作料を取得するという形で「収益」を得る、という意味であって、(今日的な意味で)(小作人がそれを小作地として借り受けて)耕作するという形で「用益」する、という意味で用いられているのでは決してない、ということ^{レーン}を明らかにできたつもりであるが、いかがであろうか。この点については、さらに次註・5、および、後註・8をも参照されたい。

- 5) この(*swe*) *den tins dar ut nimt* という箇所は、*swe* (=gewereをもつ者)が小作人ではなく「領主」(前註・2の *herre* のうちの一人)であることを、紛う方なく明白に述べており、しかも、それと(まったく)同旨のことが対応するAV1・40でも(すでに)きわめて明確に述べられていた。ところが、ミッターイスは、前註・3で触れた箇所において、この(紛れもなく)明確な(しかもAVにも対応箇所のある)件は無視し、

その直前に「レーン法」(「ドイツ語第1版」)で「補足」された箇所だけを(現行法の常識をもちこみ誤って解釈した上で)引用し、それを根拠に(「賃借人」や)「小作人」もゲヴェーレ(=「直接的ゲヴェーレ」)をもつとして、通説的な「重疊的ゲヴェーレ」(mehrfache Gewere)論を展開している。しかし、これは、「ゲヴェーレ」に関する支配学説の出発点になった W. E. ALBRECHT, Die Gewere als Grundlagen des älteren deutschen Sachenrechts, 1828 が最も重要な典拠とした)ザクセンシュビーゲルに関する限り、関係箇所の完全な誤読にもとづいているというだけでなく、極言すれば、史料を(それに即して内在的に読むのではなく、現行法から得られた先入観に従って)自分が読みたいように読み、自分の「理論」に合わないところは(平気で)無視するという、歴史学者としては最も憤しむべき過ちを犯したものと一言しなければならぬ。(なお、この点については、後註・8、および、石川「Eigengewere」をも参照されたい)。

- 6) ここで「女性」に言及されていることで、この条項の「ゲヴェーレをもつ者」の中に、前出レーン法 2・2 = AV 1・5 で扱われている「(ほんらい)レーン能力を欠くにもかかわらず(ある主君から)所領を封与された家臣」も含まれること——つまり、そうした家臣のもつ *lenrecht* = *beneficiorum iura* にも「(授封された)所領を小作人に貸し出す」権利が含まれていること——が明らかになる(前出レーン法 2・2 = AV 1・5、註・2と7を参照)。
- 7) *missedun* の語については、前出レーン法 9・2、註・2を参照。レーン法 9・2 は「レーン法」で補足された(と目される)条項であるが、このレーン法 14・1 の *missedun* の語も、(AV に対応箇所がなく)「レーン法」で「補足」された(と目される)箇所に姿を見せることが注目される。この点については、ひきつづき次註・8を参照されたい。
- 8) この件は、前註・7でも触れたように、(AV に対応箇所がなく)、「レーン法」で「補足」された(と目される)ものであるが、「ラント法」には、これとまったく同じことを述べた次のような条項(2・57)がある。「たとえある所領が、それを(次々と)ある者が他の者から受領しているというようにして、幾人か(ないし、複数)の者(ないし、家臣)のもの(*maneges mannes*)であっても、人(=誰か)がそれに対してく不法行為を(=*misse*)行う(ないし、行った)こと(=それに対して行ったく不法)行為によって生じた損害を償う(ないし、賠償す)べきは、それ(=その所領)を *ledichleke were* の中に(ないし、において)もつ者に対してであって、他のいかなる者に対してでもない」。この条項の前段(「……であっても」まで)は、(AV 1・39 に対応箇所のある)レーン法 14・1 の冒頭の一文と(ほぼ)同じであり(ただし、*herre* の語が *man* に変わっていることに注意)、本稿で想定している「ザクセンシュビーゲル(テキスト)成立史」についての見解を前提にすれば、AV 1・39(ないし、レーン法 14・1)をもとにして成立したものと解されるが、その後段(「人が……」以下)、および、レーン法 14・1 でそれに対応するこの註・8の件は、AV に対応箇所がない

から、「ラント法」(ないし、AVの読篇であるその「ラテン語版原本」ないし「ドイツ語第1版」)の成立後、それにもとづいて「補足」された可能性が大きい。なお、この点に関しては、さらに、この事案が——加害者は必ずしも常に「ゲヴェーレをもつ者」の主君や家臣ないし家臣仲間であるとは限らないから——(基本的には)ラント法廷の管轄に属していること、および、——ラント法2・57の *missede* の語はアイケ以後の「補遺」にかかるが——「レーン法」では、*missedun* の語は——前出9・2および後出57・3を含めて——すべてAVに対応箇所ないし対応条項のない(つまり、「ラント法」執筆後に「レーン法」に補足されたと目される)件で用いられていること、以上二つのことをも援用することができる。また、ラント法2・57は、レーン法14・1の「その(=ゲヴェーレをもつ)者」を、「それ(=その所領)を *ledichleke were* の中にもつ者」と言っているが、この「*ledichleke were* の中にもつ」というのは、ザクセンシュピーゲル(特にその「レーン法」)における *ledich* の用語法を調べてみれば明らかのように、「ある主君(または家臣)があるレーンを自由な状態 = (又) 家臣に (又) 授封しない状態でもっている」という意味であり、(前出レーン法7・1、註・1を参照)、(このレーン法14・1の)前註・3と4の箇所から得られる知見を付け加えれば、「(自由な状態でもち)、その所領(を小作地として貸し出しそれ)から小作料を徴収している(こと)」という説明を付け加えることができる。したがって、仮にそれを「直接的ゲヴェーレ」と訳すにしても、それをもっているのは、それぞれの所領について(多くの場合、国王に始まる)レーン制的主従関係の連鎖の最後(ないし最低辺)に位置する「家臣」であって、——通説の説くのと(前註・4と5で触れたミッタイス「ドイツ私法概説」を参照)異なり——「小作人」ではありえない。(なお、ラント法2・57の *missede* の語はアイケ以後のテキストにおける補遺にかかるが、*missedun* の語が「レーン法」においては他の箇所でもすべて「ドイツ語第1版」で補足された(と目される)条項ないし箇所(前出9・2および後出57・3)に姿を見せることを考えると、レーン法14・1の註・8に見られるこの語は、「ラント法」において「不法行為」(*missedun*, *missedat*)について省察した結果、「レーン法」でも用いられるにいたった可能性が大きく、さらに、前註・4の箇所は——ラント法1・34・2で(は)すでに用いられていた *ledichleke were* の代りに——補足された可能性さえなしとしないであろう)。

- 9) この箇所、主語として、*men* (=man)ではなく、*de man* (=der Mann) が用いられていることに注意されたい。それによって、著者自身が、(この条項の)「(唯一人)ゲヴェーレをもつ者」は「家臣」である、と考えていたことをうかがうことができるからである(前註・4、5、8を参照)。
- 10) *mit gewalt* の語については、前出レーン法11・1=AV1・33、註・4を参照。ただし、このレーン法14・1の場合は、AVの対応箇所が *violenter* になってだけでなく、「レーン法」ではその *gewalt* が「正規の訴え」をもって追求され、そしてそのことを(レーン法廷で)(証人により)「立証」されるべきものとされているか

ら、「暴力をもって」(所領を「強奪」する)という含意が強いと思われるが、「ラント法」において *rechte Gewere* の成立を説いた) ラント法 2・44・1 (=「いずれかの所領をある者(ないし、ある家臣) (*en man*) が、1年と1日、(法廷における) 正式な異議(申立)(を受けること)なしに *gewere* の中にもって(=占有・支配して) いる場合、その者はそれ(=その所領)について *ene rechte were* をもつ(=取得する)。しかし、人(=誰か、他の者)が、法(の定める手続)に従い、(この)ある者(ないし、家臣)の(占有・支配)下にある・ある所領を訴えて(=訴求して) いる (*beklagen*) 間は、彼(=ある者ないし家臣)がいかに長く *mit gewalt* (=実力をもって) その(所領の)上(に)それ(=占有・支配)を保持していても、彼(=ある者ないし家臣)がそれ(=その所領)について *rechte were* を取得することはない、人(=誰か、他の者)がこの *rechte klage* を(証人により)立証することができる限り)では、(ある者が主君から授封されたレーンまたは(亡父から)女系親(=主に母や妹)に与えられた一期分を(自分の)アイゲンと主張するケースを扱った後続のラント法 2・44・3からも明らかのように——石川「*Eigengewere*」はこの条項を分析したものである)、*rechte Gewere* が成立しないケースの中に、(われわれ自身の用語で言えば)必ずしも「暴力」を伴わず、「(権原がないのに)小作人から小作料を徴収する」場合も含まれている。そこで、以上のことを明らかにするために、本文では *gewalt* の語に(念のために)「(=実力)」あるいは「(ないし、実力による所領の占有)」という補訳を施しておいた。

- 11) この箇所については、AVの *possidere* の語が「レーン法」では(たとえば、*in geweren hevet* でなく) *besit* と訳されていることに注意されたい。この場合、*besitten* の語が(単なる「権原」のない)「占有」を表わすために選ばれたことは明らかであろう。この点については、石川「ゲヴェーレ」、註・81を参照されたい。(なお、そこにも挙げた前出レーン法 2・3の場合には、所領を「占有する」(*besitten*)「女性」はその「権原」をもっている、と考えられるが、「女性」は(ほんらい)レーン能力を欠いているだけでなく、この条項はアイケ以後に「補足」されたものである)。
- 12) この(「人が暴力を……」以下の)箇所は、AV 1・40に対応する文がなく、レーン法 14・1で、直接には、所領を暴力(ないし、実力)をもって奪われた家臣がそのことを証明するための手続を明らかにするために補足された(と目される)ものであるが、前出レーン法 11・1 (=AV 1・33)、註 5 と 7 で述べた私見を前提にすれば、ここにも *rechte klage* の語が登場することによって、ラント法との関連(ないし、レーン法に対するラント法の優位)が——AV にくらべて——いちだんと鮮明になっていることに注意されたい。
- 13) ここでは、レーン法 14・1の *rechte were* の語に AV 1・40の (*iusta* という形容詞のつかない) *possessio* の語が対応している。このことは、前出レーン法 13・4 = AV 1・38、註・10で述べたように、両法書における論述の流れから言って決して偶然ではないが、この相違によって(も)次の二つのことが示唆されていることを見落としてはならない。① AV の *possessio* の語は、「(占有)」の意味が強く、本

稿で「占有」と訳した場合にも)、少なくとも潜在的には、「権原(=主君からの授封)にもとづく占有」という含意をもっていること(たとえば前出 AV 1・21 (=レーン法 5・2)、註・8 の箇所その)。② 明確な *rechte Gewere* の概念(ないし、一つの *Rechtsinstitut* としての *rechte Gewere*) は AV にはまだ認められないこと。(なお、前註・8、10、12 で述べたことを併せ考えると、この *possessio* → *rechte Gewere* の「改訂」、したがって、*rechte Gewere* の概念の成立ないし確立は、たとえば、——前註・10 に訳出した——ラント法 2・44・1 など、「ラント法」における (*rechte*) *Gewere* の省察に触発された可能性もある、と考えなければならないであろう)。

- 14) この箇所、レーン法 14・1 の *het* (= *heißt*) の語は、AV 1・40 の *iudicetur* に対応している。そのことから判るように、AV の *iudicare* の語は、(ザクセンシュピーゲルの *richten* の語とは異なり)、必ずしも「(ラント法廷で) 裁く、ないし、判決を下す」という意味に限って用いられてはいない。*iudicare* (および、それと関連する *iudex* や *iudicium*) の用語法については、後出の関連諸条項においてもさらに検討するが、とりあえず石川「ヘールシルト制」(3)、448~449頁、および、註・204 と 205 を参照されたい。

205

14・2 ^{a)}ある家臣がくある) 所領を、^{b)}彼がそれ (= 所領) をその者から受領している (ないし、した) 主君の面前 (ないし、主君が居合わせる所) で、^{b)・1)} 別な主君から彼 (= 自分) に (授封されたレーンである) と主張し (*seget*)、²⁾ ^{c)}そして (ないし、しかも) (そこに居合わせる) 主君がそれ (= 家臣がその所領を授封したこと) について彼の家臣 (たち) の中に証人を有する場合、^{c)・3)} その所領についてこの家臣は、もはや (ないし、それ以降) いかなる権利ももたない (*hevet nen recht mer*)、⁴⁾ 彼 (= 家臣) がそれ (= その所領) をその者から (授封された) と主張する (*to seget*)⁵⁾ かの (= 別な) 主君がそれ (= その所領) を (立証・) 取得するのでない限り。^{a)・6)}

AV 1・41 ^{a)}家臣が所領 (*bona*) をある主君から受領しており、そして (= しかも) それ (= その所領) を他の者 (= 他の主君) から彼 (= 自分) に (授封されたレーンである) と主張する (*dicat*) ならば、(家臣は) (その) 所領を欠く (= 失う) ことになる (*in bonis deficiat*)、⁴⁾ もし (家臣が) 自分は (その所領を) その者から授封されたと主張する (*dicit*) (別な) 主君がそれ (=

その所領)を(立証・)取得しない(ないし、しなかった)場合には。^{a)}

- 1) このb-bの件は、AV1・41にはなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、この「補足」は次のレーン法14・3と関連して行われたもの、と推定される。
- 2) この箇所には、アイケ以後、Seget en man eme <en> gut <to>と en と to の語が補足されているが、後註・4の箇所からも明らかなように、(jm. et.) seggen と (jm. et.) toseggen は同義に用いられているので、この<to>の「補足」を邦訳の中で示すことはできなかった。
- 3) このc-cの件も、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。それによって、主君が(問題の所領を「他の主君から授封された」と主張する)家臣に対抗するための要件(ないし、立証手続)が明らかにされているだけでなく、この主君・家臣間の(レーンの帰属をめぐる)係争が(まず)「レーン法廷」(それも当該主君のレーン法廷)で争われることが示唆されている。また、主君がそれについて証人をもつ場合、もともと(問題の所領を)「(この)主君から受領している」(とされている)家臣の立場がいちだんときびしく絶望的なものになることは言うまでもない。なお、この点については、後註・5をも参照されたい。
- 4) この箇所——原文は an deme gude ne hevet de man nen recht mer —— の recht の語は、対応する AV1・41の in bonis deficiat から明らかなように、実質的に(ないし、結局)は、家臣が(ひきつづき)「所領を占有・支配する(言わば「実地的」な)権利」を意味することは言うまでもない。しかし、ザクセンシュビーゲルにおいて(「権利」を意味する) recht の語が、多くの場合、「手続的」な意味で用いられていることを考えると、この箇所の recht の語が、直接には「(家臣が主君に)所領の授封または引き戻しを求める(という、言わば「手続的」な)権利」を意味し、あるいは、少なくともそうした含意をも(強く)併せもつ可能性を否定し切れないであろう。この点については、次註・5をも参照されたい。
- 5) まず、このレーン法14・2(および、AV1・41)の最後の件には、「テキスト」に(jene herre ne behalt it とあるべきところ) ne が脱落しているというミス・プリントがあることを指摘しておかなければならないが、この件についても——前出レーン法13・2の最後の件と同じく(同条への註・6を参照)——「別な主君」はいかなる法廷でこの所領を「(立証・)取得する」のか、ということが問題になるであろう。この「別な主君」は(一般には)(当該)「主君」と主従関係にはない、と考えられるから、——レーン法13・2の場合と同じく——(一般には)「ラント法廷」で、ということになる(ただし、ひきつづき次のレーン法14・3を参照されたい)。なお、これに関連して、ここで次のことを指摘しておきたい。この「ドイツ語第1版」に属するレーン法14・2だけを読むと(あるいは、レーン法13・1から「ドイツ語第

1版)に属するテキストだけを読んできても)、この条項で扱われている主君・家臣間の係争がいかなる状況で、あるいは、何を契機にして起こ(りう)るのか、具体的にははっきりしない。しかし最もありそうなのは、家臣が所領の授封または引き戻しを求めるべき「年期」を「懈怠」し、(それを釈明するために)「別な主君」を引き合いに出す場合であろう。これはまさに(「ドイツ語第2版」に属する)前出レーン法13・2のケースであり、レーン法13・2は、それに気づいた(「第2版」の)著者が(アイケ自身であるにせよ第三者であるにせよ)「第2版」で「補足」した条項である可能性が大きい、と推定される。そうだとすれば(ますます)(あるいは、そうでなくても、「別な主君」が同時に(当該)「主君」の家臣でない限り)、このレーン法14・2の「別な主君」も問題の所領は自分が授封したレーンであることを立証するためには(一般には)「ラント法廷」で訴えを起こすことになるであろう。なお、(上述の)「年期」を「懈怠」した家臣の釈明としては、(問題の)「所領」が(自分の)「アイゲン」であると主張するケースも考えられるが、これは——私見によれば——ラント法2・44・3で扱われているケース(の一つ)であり(石川「Eigengewere」を参照)、(問題の)所領が家臣の「アイゲン」であるか否かが争われるという事案の性質から言っても、当然「ラント法廷」で争われることになる。なお、この点については、さらに次のレーン法14・3、および、それに続く諸条項(特に、レーン法14・4)をも参照されたい。

14・3¹⁾ それゆえに、²⁾ なんびと(=いかなる家臣)も、上級主君の前(=レーン法廷)で(vor deme oversten herren)、³⁾ レーン法廷の判決をもって(ないし、判決を得て)(mit lenrchte)⁴⁾ それ(=次のこと)を拒みうる限り、彼(=自分、家臣)のレーンの保障人(ないし、追奪担保人)(sines lenes weren)⁵⁾ (の名)を挙げるべきでない。けだし、家臣は、彼が彼のゲヴェーレの中にもっている(in sinen weren hevet)⁶⁾ (=占有・支配している)彼の主君の(=彼の主君が上級主君から授封された)所領について、たとえ彼(=家臣)が(同時に)彼(=上級主君)の(直接の)家臣であっても、⁷⁾ 上級主君に(対して)応答(ないし、応訴)する(antwarden)⁸⁾ 義務がないからである。⁹⁾ しかしながら、上級主君が、彼の家臣(=下級主君)は彼(=自分、上級主君)にその所領を返還(oplaten)¹⁰⁾ したこと、あるいは、(その所領が)彼(=下級主君)から判決をもって(mit rechte)¹¹⁾ 剥奪(verdelen)¹²⁾ されたことを、(証人により)立証できる(つまり、それによって所領が上級主君にとって「自由に」なった=その手に戻った)場合は、それ(=その所領)についてゲヴェーレをもっている(de gewere dar an hevet)(=その所領を占有・支配している)くその>者(=家臣)は、(上級主君のレーン法廷で)その所領を(自

分が占有・支配すべきレーンであるとして) (主張・)擁護 (vorestan) し、また、上級主君に (対して) その所領の授封更新を求め (volgen)¹³⁾ なければならない。¹⁴⁾

- 1) この条項についても、それがいかなる具体的ケースにかかわるのか必ずしも容易には理解できない、という問題があるが、この条項が (後註・2 および9 で述べるように) 直前の14・2の一部と同時にそれを承けて「レーン法」で補足された (と目される) ものである、ということをおおむね念頭に置く必要がある。
- 2) この冒頭の「それゆえに」(Dar umme)の語が、(前註・1で指摘した)直前のレーン法14・2とのつながりを明確に示していることは改めて指摘するまでもあるまいが、この語が実質的に何を意味するかについては、後註・9を参照されたい。
- 3) この箇所、および、この条項で「上級主君」と訳した箇所の原語は、すべて de overste herre である。この語は、字義通りには、もちろん「最上級の主君」(「ライヒの所領」については「国王」、「アイゲン・レーン」については「アイゲンの持主」)であり、「上級主君」(一般)を指す語として、他の条項では de overe herre の語も用いられている (たとえば後出レーン法25・1)が、このレーン法14・3で述べられていることは、内容上、「最上級主君」に限られる要素がなく、「上級主君」(一般)に通じるものなので、「上級主君」と訳しておいた。
- 4) この mit lenrechte の語を、ヒルシュは vor dem lehngericht (=レーン法廷で)と訳し (Hi., S. 117)、ショットもそれに追隨している (Sch., S. 238)。しかし、「レーン法」でかなり頻繁に (具体的には、都合14箇所)姿を見せるこの語は、他の箇所ではすべて「レーン法廷の判決をもって (ないし、判決を得て)」と訳することができる。(石川「ラント法とレーン法」、1614~16頁を参照。なお、同上、註・71では、この条項そのものについて詳しく私見を述べておいた)。この表現は、字義通りには、「レーン法に合致して」=「レーン法上適法に」と訳することもできるが、ザクセンシュビーゲルにおいては、後註・11で触れる mit rechte という表現も、具体的に突きつめて考えていくと、大部分、「判決をもって (ないし、得て)」という意味で用いられていることが判る (つまり、「裁判手続を履み、判決を得て (何かをなす)」ことが「適法」(=法に合致する)と考えられているのである)。なお、後註・9で、この条項の前段について述べることを参照されたい。
- 5) 男性名詞の were, gewere の語は「保障人」=「追奪担保人」を意味するが、「家臣」の「保障人」=「追奪担保人」は、所領を彼に授封した「彼の主君」(この場合、「上級主君」ではなく (直接の)「主君」=「下級主君」)である。この点については、とりあえず前出レーン法13・1 (=AV 1・103)、註・7で述べたことを参照されたい。
- 6) この箇所の were の語は、強く占有 (・支配)の含意をもっているが、直前 (前註・5の箇所)に sines lenes weren の語があり、仮にこの箇所の in sinen weren hevet を「彼 (=主君)の保障 (=追奪担保)の中にもっている」と読んで意味が通じる、

ということに注意されたい。(前出レーン法13・1=AV1・103、註・2を参照)。

- 7) 家臣が上級主君のレーン法廷に列席するのは、一般には、上級主君の家臣である自分の主君(=下級主君)に随行する場合であろうが、(下級)主君からレーンを受領している家臣が、同時に、上級主君からも直接にレーンを受領し、上級主君の家臣としてそのレーン法廷に出席している場合もありうる。「複数主従関係」については、たとえば後出レーン法46・2(=AV1・110)を参照されたい。
- 8) *antworten* の語には「応答する」および「応訴する」という意味があるが、法廷で訴えられあるいは責を問われている者が、裁判官(レーン法廷では、主君)の質問に(自ら)「応答」するとその訴えに「応訴」したことになる。この点については、後出レーン法67・5(=AV2・44)、および、ラント法3・30・1をも参照されたい。
- 9) ここまでの論旨を、前出レーン法14・2とのつながりが明らかになるように、私見に従ってパラフレーズすると、以下ようになる。(家臣・Cにとって)上級主君であるAと下級主君であるBが(CがBから授封され占有・支配している)所領の帰属をめぐる争い、BがAのレーン法廷に召喚されている。(AとBがなぜ、あるいは、どんな原因で争っているのかは必ずしも判然としませんが、それについては、後註・14で述べるように、この条項の後段からある程度見当がつく)。そこにはCも、Bに随行して、あるいは、Aの家臣として列席している(前註・7を参照)。AがCに、(Cがその所領を自分から授封した、と答えさせようとして)、「お前はその所領を誰から授封されたのか」と(意味のことを)訊ねる。それに対して、たとえCが(同時に)Aの(直接の)家臣であっても(むしろ、その場合は特に、(うっかり)Cが「Bから受領しました」と(意味のことを)答えると、Bが敗訴した場合、(前出レーン法7・3=AV1・26の原則に従って、Cはほんらいその所領(のゲヴェーレ=占有権)を失うことはないのに)、前条レーン法14・2の「彼の主君の面前で別な主君から所領を授封されたと主張する」ケースに当たり、その所領(の占有権)を失う危険がある。そこで、そうした危険を避けるために、Cは——ほんらい自分の主君=BがAから授封された所領についてAに対して責を負う、ないし、応訴する義務がないのだから、(そのことを指摘し、あるいは、たとえば、「私は(この件につき責を問われ、裁判期日を定めて)ここに召喚されてはいない」ことを理由に挙げるなどして)、レーン法廷の判決(=Aの家臣たちの賛同)を得た上で、(可能な限り)Aのそうした質問に応答すべきでない、というわけである。(なお、こうした解釈は(基本的には)すでに石川「ラント法とレーン法」、註・71でも述べてある)。
- 10) *oplaten* の語については、後出レーン法16(=AV1・42)、註・3を参照。
- 11) この場合、*mit rechte* (=適法に)の語は、(具体的には)「法(の定める手続)に従って」、したがって、(最終的には)「法廷における裁判手続を経た上で判決をもって」、という意味で用いられている。しかし、この箇所については、直前の前註・4の箇所と同じことが *mit lenrechte* と言われているし、「ラント法廷」においてもレー

ンが判決をもって剥奪される例がある(たとえばラント法1・38・2、この条項については、石川「アイゲン」、32頁以下を参照)から、著者が「ラント法廷」に属する事案をも含めて考えて—— mit lenrechte ではなく—— mit rechte の語を選んだのではないか、と考える余地もまったくないわけではない。しかし、(この条項と同時に補足されたと目される)後続のレーン法14・4では、この語がもっぱら「レーン法廷」で扱われる事案について用いられていることは明らかである(同条への註・3の箇所を参照)から、このレーン法14・3でも、mit rechte の語は前出の mit lenrechte と同義に用いられている、と考えるのが妥当であろう。

- 12) verdelen の語については、(前出レーン法8・1、註・1でも挙げた)石川「補論」、註・70を参照。
- 13) volgen の語については、前出レーン法2・6(=AV1・7)、註・3を参照。
- 14) この条項の(「しかしながら、…」に始まる)後段は、前註・9で解説した前段とは異なり、主君(B)とともにその上級主君(A)のレーン法廷に列席していた家臣(C)が、その所領をBから授封されて占有・支配していることを(積極的に)主張すべき場合について述べている。この後段について注目されるのは、まず、前段では(一般には)自分の主君(A)と所領の帰属をめぐる争うその家臣(B)が勝訴するという前提に立っている(この点については、後出レーン法41=AV1・101、1・102を参照)のに対して、この後段では、BがAに所領を返還した場合、および、所領がBから判決をもって剥奪された場合は、(Aが勝訴し、所領がAの手に戻るとして)、言わばその「例外」として位置づけられていることである。そこで、さらに次のことが問題になる。家臣Cが占有・支配している所領が上級主君Aにとって ledich になる(=Aの手に戻る)ケースは、(たとえば、主君Bが封相続人なしに死亡した場合、Bが同身分者の家臣になってそのシルトを引き下げた場合、BがCに対して(一方的に)主従関係を解約した場合など——石川「ヘールシルト制」(3)、註・166を参照)それ以外にもありうるのに、なぜここでは上記・二つのケースだけが取り上げられているのか、という問題がそれである。しかし、結論的には、そのうちBがAのレーン法廷に(Cとともに)出席してAと所領の帰属をめぐる争うのは、(ほぼ)この二つのケースに限られる、と考えることができる。すなわち、Bが封相続人なしに死亡した場合、BがAのレーン法廷に出席しえないことは改めて指摘するまでもないが、Bがシルトを引き下げた場合、および、主従関係を解約した場合は、それによって権利が損なわれるのはCであってAではなく、また、Bが(積極的に)Aと(そのレーン法廷で)所領の帰属を争うことも考えられない。したがって、ここで(主従関係の所領をめぐる係争においては家臣(この場合、B)が勝訴するという原則の)「例外」として上記・二つのケースだけを——それもAが、それらを証人によって立証しうる場合に限って——例示していることには、それなりの理由がある、とすることができる。

14・4 ある家臣が彼の主君に対して、彼(=家臣)が彼(=主君)から受領している所領について(それが主君から授封されたレーンであることを)否認し、そして(ないし、しかも)それ(=その所領、ないし、主君からの授封)を彼(=主君)に対して彼(=主君)の家臣たちの前(=主君のレーン法廷)で争う(ないし、否認する)時はいつであれ、その所領は主君にとって自由(*ledich*)になる(=主君の手が戻る)¹⁾べきである。しかしながら(その場合)、彼(=家臣)がそれ(=その所領)をさらに(先へと)封与(=自分の家臣に又授封)しており、(又家臣にとっての)上級主君(*de overste herre*)²⁾(=前出の「主君」)がそれ(=その所領)を自分のものとして(直接)占取(しようとする)ならば、その所領をゲヴェーレの中にもっている(=占有・支配している)又家臣は、判決をもって(ないし、を得た上で)、彼の主君(=下級主君)に対して、彼(=下級主君)が、法(の定める手続)に従って(*mit rechte*)、³⁾彼(=又家臣)の所領を(彼=又家臣が占有・支配すべき所領として)(主張・)擁護し(*vorestan*)、上級主君の(*des oversten herren*)²⁾主張(ないし、要求)(*ansprake*)を却けるよう、督促すべきである。このことを彼(=又家臣)は、法(の定め)によって(*dorch recht*)、6週以内に⁴⁾なさなければならない。(下級)主君が、法(の定め)に反して(*weder recht*)、このことをなすのを拒むならば、(又)家臣は上級主君に(*an den oversten herren*)²⁾彼(=家臣、自分)の所領の授封更新を求める(*volgen*)⁵⁾べきであり、彼の主君(=下級主君)がその後(上級主君に対抗して)それ(=その所領)を(自分の所領として)(立証・)取得することがあっても、⁶⁾(又家臣は)そのことによって(彼の主君に敗訴し、その所領を)失うことにはならない。⁷⁾

1) *ledich* の語については、前出レーン法7・1、註・1を参照。

2) *de overste herre* の語については、前出レーン法14・3、註・3を参照。

3) *mit rechte* の語は、この場合、前出レーン法14・3、註・11で指摘したように、もっぱら「レーン法廷における裁判手続」にかかわっている。

4) ここにも「6週」という期間が姿を見せる。この場合、なぜ家臣は(彼が上級主君に対して「授封更新」を求めるべき「年期」が「6週と1年」であるのに)主君に対する督促を「6週」以内にささなければならない、とされているのであろうか。(念のために一言すると、この場合、「上級主君」が所領を(現実)に「占取」しようとしているから事態は急を要する(ないし、それ以上の猶予を許さない)、ということ(だけ)では

理由にならない。現に、家臣は、主君が督促に応じない場合、いずれにせよ「6週」後には、自ら上級主君に対して彼の所領を擁護し、その授封更新を求めることができる、とされているのだから——)。そこで注目されるのは、このレーン法14・4の主君が、この(問題になっている)所領を上級主君から授封されたことを上級主君に対して直接に(面と向かって)否認していることである。後出レーン法59・2においても、レーンを(実際には)第三者(特に債権者)に「譲渡」しているのに、(外見上)それを自分の家臣に授封しているように見せかけた家臣(後出レーン法59・1、これについては、とりあえず石川「ゲヴェーレ」、148頁以下を参照)がその件について(主君によって)「彼(=家臣)の居合わせるところで」三度訴えられると、この家臣から所領が判決をもって剥奪されるが、「彼(=家臣)がそれ(=所領)を——「彼の年期」あるいは「6週と1年」以内にはなく——6週以内に引き戻さない」場合は、「彼(=家臣)からそれ(=所領)についてのあらゆる請求権(anspruch)が(判決をもって)剥奪される」とされている。すなわち、レーン法14・4と59・2に共通するのは、家臣(=レーン法14・4の「主君」)が現にその場に居合わせるところで授封を否認し、または、所領を判決をもって剥奪されていることである。したがって、(少なくとも当面一つの「作業仮説」として)次のように推定することも可能なのではないか。すなわち、自分が居合わせるところで主君による授封を否認し、あるいは、三度訴えられて応訴しない(ないし、応答できない)家臣からは直ちに所領(の占有権)が剥奪されるが、そうした家臣に対しても(レーン法59・2では「(所領を)引き戻す」という紛わしい表現が用いられているが)、自分の行為について「釈明」(ないし、それを是正)するために「6週」の猶予期間が与えられ、その期間が(無為に)過ぎされた後に、家臣の所領に対する「権利」(ないし「請求権」)が最終的に失われる、という推定がそれである。このことを(前出レーン法13・1=AV1・103、註・3で指摘した)(ラント法における)「1年と1日」と(レーン法における)「6週と1年」の差とも併せて考えると、さらに次のような推定も可能なのではあるまいか。レーン法上の「相続」や「授封更新」の場合には、家臣はもちろん所領の授封(更新)を求めるべき「年期」をもつが、家臣がレーン法廷に自ら出席しないまま判決をもって所領を剥奪された場合にも、まず所領の授封を求めまたは所領を引き戻すべき「年期」として「1年」の期間が認められる。家臣がこの「年期」を「懈怠」すると、「法的には」所領(の占有権)は主君の手に戻る。しかし、この場合(にも)、家臣が自らの行為(=年期の懈怠)について「釈明」(ないし、それを是正)するために「6週」の猶予期間が付け加えられる。同じ考え方はレーンについて *rechte Gewere* が成立するための期間や(自ら平穩裡に)所領を返還した場合についても適用されるが、主君の面前で所領の授封を公然と否認し、あるいは、見せかけの授封を責められて応訴(ないし、応答)できない家臣には適用されず、僅かに「6週」の猶予期間のみが認められるにすぎない。——以上の推定がそれである。以下の関連諸条項においてさらに検証を重ねたい。

- 5) *volgen* の語については、前出レーン法 2・6 (=AV 1・7)、註・3 を参照。
- 6) これに関連して、そもそも「彼の主君がその後それ (= その所領) を (自分の所領として) (立証・) 取得する」ことがありうるのか、という疑問が生ずるであろう。この条項では、「彼の主君」 (= 下級主君) が上級主君による所領の授封を「彼 (= 上級主君) の家臣たちの前で」公然と否認した場合、その所領は「(上級) 主君にとって自由になる」と明記されているからである。しかし、「彼の主君」 (= 下級主君) が上級主君に対して、—— 前出レーン法 14・2 の場合のように ——、自分は問題の所領を別な主君から授封した、と主張し、しかも、「別な主君」がその所領を (自分がその下級主君に授封したレーンとして) (立証・) 取得した場合は、例外的に、下級主君が「その後」この所領を (立証・) 取得することがありうるのではないか。こうした「例外」が事実ありうると考えることによって、(邦訳では) ひきつづき、(又家臣が)「そのことによって (彼の主君に敗訴し、その所領を) 失うことにはならない」ということが(わざわざ) 指摘 —— ないし、強調 —— されている(次註・7 を参照) ゆえんも、(いちだんと) 得心のいくものになるであろう。
- 7) *verlesen* (= *verlieren*) の語は、もちろん「(何かを) 失う」という意味で用いられるが、(特にこのレーン法 14・4 のように、目的語を伴わない場合)、(同じく目的語を伴わない *behalten* の反対語として) (直接には)「敗訴する」という「手続的」意味で(も) 用いられることに注意されたい。なお、(邦訳では) この直前に位置する一文を前註・6 で述べたように解釈すると、「彼の主君」 (= 下級主君) は「その後」問題の所領が「別な主君」から授封されたものであることを立証しえたことになる。したがって、その間に「上級主君」に「授封更新」を求めた「(又) 家臣」は、自分の所領を「別な主君」 (= 上級主君) から授封すべきものとして行動したことになり、前出レーン法 14・2 (など) の原則によって、主君によって所領の授封を否認したとして問責されることになりかねない。以上のように考えてくると、この箇所 (de man) *ne lese dar mede nicht* の一文は、あらかじめそうした場合のことを念頭に置いて、(それ以前に) 上級主君に授封更新を求めた「(又) 家臣」の権利を保護しようとしたもの、と理解することができよう。なお、このレーン法 14・4 が直前のレーン法 14・3 と同じく「ドイツ語第 1 版」で補足され、その後段で扱われていた「例外」の一つ、—— 家臣 (= 下級主君・B) から (B の家臣・C が占有・支配している) 所領が (レーン法廷の) 判決をもって剥奪されるケース —— を具体的に述べたものであることは、改めて指摘するまでもあるまいが、それが同時に前出レーン法 7・3 (=AV 1・26) の場合に (又) 家臣のとるべき手続 (あるいは、とりうる対抗措置) を具体的に敷衍する意味をももつこと (同条への註・4 を参照) に注意されたい。

15・1 ある主君が、上級主君の前(＝レーン法廷)で(vor deme oversten herren)¹⁾ 彼の家臣の所領(＝主君が自分の家臣に(又)授封しているレーン)について、いつであれ彼(＝下級主君)がそれ(＝その所領)を(上級主君から)受領し、そして(ないし、したがって)彼(＝主君)が法(の定め)によって(dorch recht) それ(＝その所領)を(特定して)申告(benumen)しなければならない時に、(その所領が上級主君から授封されたレーンであることを)否認し、あるいは、それ(＝その所領)を申告しない(ないし、しなかった)場合は、その家臣は、彼の(＝彼に認められている)法定の期限内に(binnen sinen rechten degedingen)、²⁾ 上級主君に対して(an den oversten herren)、¹⁾ 彼のレーンの授封更新を求める(volgen)³⁾ べきである。くげだし、(この場合)下級主君は彼の権利を(an sime rechte) 言い間違いや沈黙(＝申告しないこと)によって失う(sek verspreken unde verswigen)⁴⁾ ことがあ(りう)るが、彼の家臣は、彼の家臣が法(の定める手続)に従い(na rechte)(＝上級主君のレーン法廷で)その所領を(自分のレーンであるとして)(主張・)擁護する(vorestan)ならば、(そうする＝主君の言い間違いや沈黙によって彼の権利を失う)ことはないからである。)>⁵⁾

1) de overste herre の語については、前出レーン法14・3、註・3を参照。

2) 具体的には、「6週と1年」である。後出レーン法25・3(後段)(＝AV1・61)を参照。

3) volgen の語については、前出レーン法2・6(＝AV1・7)、註・3を参照。

4) (an etw.) sek verswigen の語は、「(消滅)時効(の成立)」の意味でも用いられる(たとえばラント法1・29を参照)が、sek verseggen(＝言い違える)の語については、次のことを考慮に入れる必要がある。すなわち、(この場合)、もし主君が誤って(自分のレーンでない)所領を挙げると、彼は(ほんらい彼のレーンである)ある所領については「沈黙」したことになる。しかし、sek verseggen の語は、そうした(実質的な)言い間違いだけを意味しているのではない。当時の裁判においては、(極端なまでに)きびしい「方式主義」が支配しており、定められた方式に従わない陳述には「法的効果」が認められなかった。したがって、sek verseggen の語は、「方式に従わない陳述によって自分の利益や権利を損なう」という含意をももつ。(因みに、「代言人」(vorspreke＝Fürsprech)の制度は、こうした危険を避けるためのものである)。なお、この箇所(の)＝言い間違いや沈黙によって失われる) recht とは(直接には)「(上級主君に対して)授封(または授封更新)を求める権利」のことであり、「権利」を意味する recht の語が、(ここでも)実体(法)的な意味ではなく、手続(法)的な意味で用いられていることに注意されたい。

- 5) この条項も、直前のレーン法14・3や14・4と同時に、「ドイツ語第1版」で補足された(と目される)ものであり、14・4と同じく、14・3(後段)の「例外」のケースについて、家臣のとるべき手続を具体的に敷衍する意味も持っている。この点については、前出レーン法14・4、註・5をも参照されたい。

15・2 (又)家臣が上級主君の許まで(an den oversten herren)¹⁾ 彼の所領^{レーン}を追い求め(volgen)、²⁾ そして彼(=上級主君)に対して授封(更新)(lenunge)³⁾と(新しい)主君の指定(bewisunge)⁴⁾を乞う時はいつであれ、彼(=又家臣)は、人(=上級主君)が彼(=自分、又家臣)に(自ら)授封し、もしくは、(新しい主君)を指定する(wisen)⁵⁾以前に、その所領^{レーン}(を)特定して、また、彼が(それまで)それ(=その所領)をその者から受領していた(=家臣に授封していた)主君(の名)を、申告する(benumen)義務を負う。

- 1) de overste herre の語については、前出レーン法14・3、註・3を参照。
- 2) volgen の語については、前出レーン法2・6(=AV1・7)、註・3を参照。そこでも述べておいたように、この箇所^の原文: an den oversten herren volget sime gude は、(実質的に)「上級主君に(対して)彼の所領の授封更新を求める」という意味であるが、この条項では、すぐ後(註・3の箇所)に lenunge の語が用いられているので、この箇所は(重複を避けるために)原義に近い形で訳出することにした。なお、この箇所の原文、sime gude の語の前に、(アイケ以後)く mit)の語が補足されているが、アイケ自身の用語法から言えば、この mit は不要であり、それを加えても意味(したがって、訳文)が変ることはない。
- 3) 前註・2を参照。
- 4) bewisunge の語(=bewisen の名詞形)は、前出レーン法10・4、10・5、11・2では、(一般の見解に従えば) Einweisung (=「占有指定」)の意味で(ただし、私見によれば、むしろ「所領の特定・明示」の意味で)用いられているが、このレーン法15・2、および、次の15・3に限っては、(そこで動詞の wisen の語が用いられていることから判るように)、「(上級主君による)新しい主君の指定」の意味で用いられている。しかし、後出レーン法25・2(=AV1・59)、71・10、80・1、80・2、80・4では、同じことを言うために wisunge の語が用いられており、この用語の不統一からも、bewisunge の概念が「レーン法」で新しく形成されたことをうかがうことができよう。(この点については、前出レーン法6・1(=AV1・24)、註・2、および、レーン法10・2、註・1、2、3、5を参照。また、wisunge の用語ないし概念が「レーン法」で新しく登場することについては、後出レーン法25・2(=AV1・59)を参照)。
- 5) wisen の語は、後出レーン法25・1、および、(前註・4でも挙げた)25・2におい

ても、「(上級主君が(又)家臣に)新しい主君を指定する」という意味で用いられている。なお、前出レーン法2・5、註・1で述べたように、家臣に授封されていた所領が上級主君の手に戻り、家臣が上級主君に対して授封更新を求めた場合、上級主君は自らその家臣にその所領と授封するか、それとも(それを望まない場合には)、その家臣に(前の主君と同じシルトをもつ)(自分の)家臣を新しい主君として指定しなければならない。この点については、(そこでも挙げた)レーン法25・1(=AV1・57)や(前記)レーン法25・2(=AV1・59)など、後出の関連諸条項を参照されたい。

15・3 また、(上級)主君(de herre)¹⁾が彼(=家臣)に(自ら授封せずに)(彼の家臣の中から新しい主君を)指定する(wisen)²⁾ことを望み、その家臣=新しい主君がその指定について、たとえば自分はそれを知らなかったとして、争い、³⁾(又)家臣に対する授封を拒む場合、かの者(= (又)家臣)は、この(主君の)指定(bewisunge)⁴⁾を、その(上級)主君に対して(jegen den herren)、⁵⁾証人(による立証)をもって、(すなわち)彼(=上級主君)の家臣たちの法(ないし、権利)に従い(mit siner manne rechte)(具体的には、彼の家臣たちの宣誓をもって)、⁶⁾(次のこと、すなわち)彼(=家臣、自分)が彼(=上級主君)に対して、法(の定め)によって(dur recht)彼(=上級主君)⁷⁾が彼(=家臣、自分)に(新しい主君を)指定(wisen)²⁾しなければならないように(正しく、法に合った仕方)で、授封更新を求めた(gevolget hebbe)⁸⁾こと、を立証すべきである。彼(= (又)家臣)がこのことを上級主君に対して(jegen den oversten herren)⁹⁾(証人により)立証する(ないし、した)ならば、人(=上級主君)が彼(=家臣)に指定する(ないし、した)(wisen)²⁾(新しい)主君に対しては(jegen den herren)、¹⁰⁾彼(=家臣)はいかなる(証人による)立証をも必要としない。¹¹⁾

- 1) この条項においては、de herre の語が「上級主君」と(家臣に指定された)「新しい主君」の双方を指して用いられていて、そのいずれを指すかについて解釈が分かれうる(し、現に分かれている)ので、以下においては、その点を逐一検討する。この箇所の de herre が「上級主君」を意味することは、前条・レーン法15・2とのつながり、および、次註・2の箇所に wisen の語が用いられていることから、疑問の余地なく確認することができる。
- 2) この箇所の wisen の語が、「上級主君が(授封更新を求めた)(又)家臣に新しい主君を指定する」、という意味であることについては、前出レーン法15・2、註・5を参照されたい。

- 3) この箇所の補訳については、後註・11を参照。なお、ここまでの原文は、*Wel ok de herre (nicht) wisen* であるが (Text, S. 36)、「テキスト」で *nicht* の語を括弧でくくるんでいるのは、(おそらく) 次のような理由による。ホーマイヤーはこの箇所に *nicht* の語を加えていたが (Ho., II 1. S. 173)、*Quedlingburg* 本にはこの語がない (Vgl. Hi., S. 118, Anm. 8)。さらに、前出レーン法15・2、註・5でも述べたように、上級主君は、(授封更新を求めてきた) (又) 家臣に自ら授封 (更新) することを望まない場合、(又) 家臣に新しい主君を「指定」しなければならず、この条項で(この後) 述べられているような事態(ないし、事案)に発展することはありえない。したがってエックハルトは、この *nicht* の語が(ほんらい) 不要であることを示すために、それを括弧でくくるんだものと推定される。
- 4) *bewisnng* の語については、前出レーン法15・2、註・4を参照。
- 5) この箇所の *de herre* の語は、それを承けた「彼」(註・7の箇所) が「(又) 家臣に(新しい主君を) *wisen* しなければならない」とされていること、および、後に出てくる *de overste herre* (註・9の箇所) とのつながりから言って、ヒルシュのように「新しい主君」(*seinem neuen herren*, Hi., S. 118) と解することはできず、「上級主君」と解さなければならないであろう。
- 6) 特に「ラント法」において、*recht* の語は、とりわけ *sin recht (dar to od. da vore) dun* という定型的表現の中に現れる場合、「宣誓」を意味する(ラント法1・48・2、2・12・7、3・5・3、3・5・5、[3・71・1])、および、後出レーン法19・1を参照)。*recht* の語がこのように「宣誓」という意味をもちうること(つまり、*recht* の中には、その持主が「宣誓」によって自らの主張を立証し、あるいは、相手方の主張を否認する「権利」が含まれていること)は、(少なくとも「ラント法」に関する限り) その持主の裁判(ないし、訴訟)上の機能や地位(ないし、「権利」)が彼の(生得の)「法」(*recht*)と深くかかわり、むしろ後者にもとづいていることを示唆している。(この点については、石川「中世法」、515～516頁を参照——ただし、その註・63に、「(ラント法) 2・5・3、2・5・5」とあるのはミス・プリントで、上記のように「3・5・3、3・5・5」が正しい)。このレーン法15・3の場合、*mit siner manne rechte* と言われているから、(家臣たちの)「宣誓」は、直接には「(各人生得の)法」ではなく、(家臣たちの)「レーン法上の地位ないし権利」にもとづいて行われる、と考えられるが、(家臣は(基本的には)「自由人」であり、ラント法上、「自由人」としての *recht* をもっている)ので、そうした「(各人生得の)法」とのつながりを見失わないために、単に「家臣たちの宣誓」あるいは「家臣たちの権利 (=宣誓)」とは訳さず、あえて「家臣たちの法(ないし、権利)」と訳した上で、「具体的には」以下の「補訳」を加えておいた。
- 7) 前註・5を参照。
- 8) *volgen* の語については、前出レーン法2・6 (=AV1・7)、註・3、および、レーン法15・2、註・2を参照。

- 9) 前註・5を参照。なお、de overste herre の語そのものについては、前出レーン法14・3、註・3を参照。
- 10) この箇所の de herre が「新しい主君」を意味することは、「人が彼に指定する」という関係文章から、疑問の余地なく明白である。前註・5を参照。
- 11) 以上に述べた私見を前提にすれば、このレーン法15・3では、たとえ(上級主君によって指定された)「新しい主君」がその「指定」を認めずそれについて争っても、「(又)家臣」は、「(新しい主君)のレーン法廷で彼と争うのではなく——「新しい主君」は(まだ)彼を自分の「家臣」として認めていないのだから、それはそもそも不可能であることに注意されたい、「上級主君」のレーン法廷で「上級主君」を相手どり自らの「授封更新請求」が適法に行われたことを立証すれば、「新しい主君」は「上級主君」のレーン法廷の決定(=判決)に服さなければならないことになる。このことから、「新しい主君」が「上級主君」の家臣の一人であることも、疑問の余地なく「逆推」することができよう。(なお、こうした地位にある「新しい主君」が(自分の主君である)「上級主君」による(それも裁判の手続を履んで彼の「レーン法廷」の「判決」をもって行われた)「指定」を否認しそれについて争うことができるとすれば、最もありうるのは、彼がその「レーン法廷」に欠席しその「指定」を知らなかった場合であろう。前註・3の箇所の「補訳」はこうした推定にもとづくものである)。

208

16¹⁾ a) なんびと(=いかなる家臣)も、彼の主君が彼(=家臣)に封与していた所領を、(この同じ主君から)もう一度(ないし、改めて)受領する必要はない、彼(=主君)²⁾がそれ(=その所領)を(上級主君に)返還(oplaten)³⁾または売却し(verkopen)、⁴⁾そしてそれ(=その所領)を(上級主君から)再び受領する(ないし、した)場合、⁵⁾彼(=主君)²⁾が6週と1年⁶⁾それ(=その所領)についてゲヴェーレ(=占有)(de gewere)⁷⁾を欠いている(ないし、いた)のでない限り。^{a)・8)}

AV 1・42¹⁾ a) なんびと(=いかなる家臣)も(彼の)所領を^{b)}(同じ)一人の主君から、^{b)・9)}二度(=改めて)受領すること(ないし、必要)はない、主君²⁾が(その)所領を(上級主君に)返還(resignare)³⁾または売却し(vendere)、⁴⁾そしてそれ(=その所領)を二度目に(=もう一度、改めて)授封された場合、⁵⁾主君²⁾が6週と1年⁶⁾(その所領の)占有(warandia)⁷⁾を手放していたのでない限り。^{a)・8)}

- 1) 前出レーン法14・2 = AV 1・41を最後に、暫く AV における記述の流れから離れて、レーン法14・3 から15・3まで AV に(対応条項のない)条項を補足してきた「レーン法」は、このレーン法16 (= AV 1・42) から再び AV の流れに沿った記述に戻る。
- 2) レーン法16のこの(2)箇所に見える「彼」(he)の語が誰を指すかについて、古くから「家臣」説と「主君」説が対立してきた。すでに *Wolfenbütteler Sachsenspiegel* (IV, 6) が「家臣」説に立って図解をしており (Vgl. Ho., II 2, S. 174)、ヒルシュも「家臣」説を採っている (Hi., S. 119, Anm. 1 u. 2)。これに対して、対応する AV 1・42 では、この(2)箇所が(いずれも)「主君」(dominus)と明記されており、AV を参照したアルブレヒトは「主君」説を採り、(ALBRECHT, *Die Gewere* — 前出レーン法 6・1 = AV 1・24, 註・1 を参照 —, S. 72 f.)、同じく AV を参照したホーマイヤーも(アルブレヒト説に同情的で)「主君」説に傾いている (a. a. O. S. 174f.)。AV と比較・対照しながら邦訳を進める本稿も(当然)「主君」説に立っているが、以下の註では、関係箇所を詳しく検討し、それによって「家臣」説を採りえないゆえんを(新たな論拠をも加えて)明らかにしたい。
- 3) 「レーン法」では、*oplaten* (= *auflassen*) の語は、また *laten* (= *lassen*) の語も時に、「所領を主君に返還する」という意味で用いられる。この語については、後出の関連諸条項においても逐一注意しながら邦訳するが、とりあえず石川「ヘールシルト制」(2)、註・113を参照されたい。そこでも述べておいたように、*Deutsches Rechtswörterbuch* (Bd. 1, S. 891)によれば、*üphlāzen* (= *oplaten*)、*lāzen* (= *laten*) の語(が *aufgeben* = 「放棄する、(諦めて誰かに) 譲る」を意味する場合、その)原義は *resignare* である、というのが、AV 1・42では、ほかならぬこの *resignare* の語が「レーン法」の *oplaten* に対応している。なお、一般に、家臣が(主君から授封された)所領を「放棄」しそれを誰かに「譲る」ことのできる相手は、言うまでもなく、(それを家臣に授封した)主君以外にはない。したがって、この条項の「彼がそれを返還し…再び受領する」相手は、「彼」を「家臣」と解すれば「主君」、「彼」を「主君」と解すれば(その主君である)「上級主君」ということになるが、この問題については、後註・5で述べる。また、念のために一言すると、(特にアイゲンについて、その *gerichtliche Auffassung* (=いわゆる「法廷譲渡」)ということが言われることから、「レーン法」における *oplaten* の語も「(主君以外の第三者に)譲渡する」という意味である、と速断してはならない。ある家臣が第三者に(法廷で)譲渡しようのは、(彼が主君から授封された)レーンではなく、彼のアイゲンに限られるが(その場合については、次註・4を参照)、アイゲンの「法廷譲渡」に関する「定義」的条項(ラント法 1・52・1)においては—— *oplaten* ではなく —— *geven* の語が用いられている。さらに、*oplaten* の語は、「ラント法」のアイケ以後に補足された条項では、(「レーン法」と同じく)、「(主君に)返還する」という意味で用いられ(ラント法 1・9・2、1・14・2を参照)、「ドイツ語第1版」に限っても、「ラント法」では *opla-*

ten の語が必ず「法廷譲渡」を意味すると断定することはできないのである（ラント法 1・45・2、2・24・2 を参照）。ひきつづき後註・4 と 5 を参照されたい。

- 4) verkopen の語は、「ラント法」では（特に動産については、第三者に）「売却する」という意味で用いられている（ラント法 1・53・3、1・70・2、3・4・1、3・4・2 を参照）。しかし、この条項の「彼」が（特に、「彼」＝「家臣」と解する場合、「彼に主君が封与していた」と明記されている）所領を主君以外の者に「売却」することはありえない。「彼」＝「家臣」説に立つヒルシュがこの件を、ラント法 1・34・2 と関連させて、「アイゲンの持主がある所領（＝アイゲン）を、譲受人がそれを彼（＝自分）に（改めて）レーンとして返還（ないし、授封）する」という条件で譲渡した場合」のことに解釈したのも（Hi., S. 119, Anm. 1）、このためと思われる。

しかし、この解釈には、次のような難点があって、とうてい支持することができない。ラント法 1・34・2（前段）は次のように言う。「いずれかの者（man——もちろん「家臣」の意味もあるが、ここでは「アイゲン」の持主）が彼の所領（gut——この場合、「アイゲン」のこと、後段を参照）を（法廷で）譲渡し（geven——前註・3 を参照）、そしてこれ（＝この所領）を改めてレーンとして受領する（untvan）場合、（その所領の譲受人である）主君にとってこの譲渡（gave）は助けにならない（＝授封のための法的要件を満たしはしない）、彼（＝主君）がその所領を、1年と1日、ledichleke were の中に保持している（＝授封しないで直接に占有・支配している——前出レーン法 13・1、註・8 を参照）のでない限り。それ以降は、彼（＝主君）はそれ（＝所領）を確実に（＝誰からも異議を申し立てられる余地なく）かの者（＝譲渡人、家臣）に改めて封与することができ、したがって彼（＝家臣）もまた彼の相続人もそれ（＝その所領）について（もはや）いかなるアイゲン（としての権利）をも主張することをえない」。これによって次のことを確認することができる。①ここでは、「家臣」が「主君」に「譲渡」した所領は、後段に明記されているように、（また前条 1・34・1 とのつながりから言っても）、「アイゲン」であり、（レーン法 16 の言う）「主君が彼に封与していた所領」（＝レーン）ではない。②この条項では、「主君」が「家臣」に「封与」（＝授封）しうるのはその所領を（譲渡後）「1年と1日」（以上）直接に占有・支配した後、とされているのに対して、レーン法 16 によれば、「彼」（＝ヒルシュ説によれば、「家臣」）は「6週と1年」（以内）に（「再授封」を受け）所領の占有・支配を回復しなければならない。（なお、「6週」の差については、前出レーン法 14・4、註・4 を参照）。③しかも、（この所領に関する限り）ラント法 1・34・2 の「主君」が（「譲渡人」と主従関係を結び）「家臣」にこの所領を「封与」（＝授封）するのは、（譲渡後）「1年と1日」（以上）経った時がはじめてであり、その場合、「家臣」がこの所領を「もう一度受領する」ことはそもそもありえないだけでなく、レーン法 16 の言うように、もしこの「家臣」がその所領を「受領する（＝授封される）必要がないのだとすれば、ラント法 1・34・2 の文章（特に後段の「封与する」）とも矛盾するし、さらに、この「家臣」はこの所領（に関する限り、それ）を

「授封(したがって、臣従礼)なしに」レーンとして占有・支配できるという、およそレーン法の大原則からは考えられない帰結を回避することができない。(もっとも、この最後の点に関しては、ヒルシュ自身、ラント1・34・2のケースについて「常に *Neubelehnung* が必要」としているから(Hi., S. 119, Anm. 2)、事実上、こうした批判を自ら認めていることになる)。要するに、ラント法1・34・2は、アイゲン譲渡の法的効力がいつ(最終的に)確定されるか、したがって、主君がそれをいつ譲渡人に改めてレーンとして授封しうるか、という問題を扱っているのであって、レーン法16の主題(つまり、「主君」であるにせよ——ヒルシュの言うように——「家臣」であるにせよ、「彼」が占有・支配していたレーンを一旦その主君に返還し、6週と1年以内にその再授封を受けるケース)とはまったく関係がない。

それだけではない。(AVに対応条項がなく)「レーン法」で補足されたと(目される)後出レーン法44・1は、「家臣が彼の所領を引き戻すべき年期限内に彼が死亡する(ないし、した)場合、彼(=家臣)はそれ(=彼の所領)を彼の息に相続させる」と述べた後、「彼の主君が死亡し、あるいは——以下、レーン法16とまったく同じ表現で——彼がそれを返還または売却した(場合)あるいは「彼が彼(=家臣)に対して(主従関係を)解約する(ないし、した)場合に」について、「彼(=家臣)はそれ(=その所領)について別な主君に対して授封更新を求める(*volgen*)べきである」、と述べている。この場合、「彼」が「主君」、「別な主君」が「主君の封相続人」または「上級主君」を意味することは明らかであろう。この条項を参照することによって(も)、まずレーン16、註・2の箇所の「彼」が——レーン法44・1の「彼」と同じく——「主君」を指すことが明らかになる。したがって、「彼(=主君)がそれ(=その所領)を返還する」相手も、当然「上級主君」ということになる。

さらに、レーン法44・1は——レーン法16と同じく——「彼(=主君)がそれ(=その所領)を(返還する場合だけでなく) *verkopen* する場合も(それと同列に並べて)論じている。そもそも家臣(一般)、(この場合は、上記の理由で「主君」)は(その主君、この場合は「上級主君」、から授封された)所領を「売却」することができるのか、もしできるとすれば、誰に「売却」することができるのか、が問題になるであろう。上述したように、家臣(一般)(この場合は、主君)はその主君(この場合は、「上級主君」)以外の者に(直接)所領を「売却」することはありえず、したがって、もし家臣(一般)が所領を誰かに「売却」できるとすれば、その相手は「その主君」(この場合は、「上級主君」)以外には考えられない。レーン法44・1は、(「主君」による所領の)「売却」の場合についても、「家臣」は「上級主君」に対して「授封更新」を求めるべきである、としているのだから、当然、所領は「上級主君」の手に戻っていること、したがって(「主君」が)所領を *verkopen* する相手も「上級主君」であること、を前提している。したがって、このレーン法44・1と同じ表現を用いているレーン法16についても、*verkopen* する相手は——この条項の

文言には姿を見せないもの——「上級主君」であることを確認することができる。しかし、一般に、家臣がその主君に所領を verkopen するというのは、(具体的に) どういうことなのか、また、なぜそれは oplaten と並んで言及されるのか。この点については、以上に述べてきたことから次のように推定して(ほぼ)間違いない、と思われる。すなわち、oplaten の語は、特にその後に (oder) verkopen の語が付け加えられる場合、家臣が高齢のゆえに、あるいは、(自分の存命中に) 所領を自分の息に譲りたいと希望するなど、(金銭問題のからまない形で) 所領を返還する場合を指すのに対して、verkopen の語は「代価」を伴う——多くの場合、おそらく主君に対する「債務」を支払えずによぎなくされる——返還を意味し、oplaten の語が (oder) verkopen を伴わない場合は(理由のいかんを問わず、したがって後者をも含むうる) 返還を意味する、ということがそれである。(この解釈によってヒルシュを悩ませ誤った解釈に導いた問題も、テキストの文言に沿った形で解決される)。なお、ひきつづき次註・5をも参照されたい。

- 5) 前註・1で述べたように、「レーン法」では、このレーン法16の前まで、14・3から15・3までの5条項が「補足」されている。この「補足」が、「レーン法」では13・1から始まる「家臣のもつ所領についての権利」(特にその占有権)に関する記述の流れに沿って行われていることは、改めて指摘するまでもないが、これら5条項がいずれも「家臣」と「上級主君」の関係、特に上級主君に対する「授封更新請求」を扱っている。なぜほかならぬこのレーン法16の前にそうした条項が「補足」されたのであろうか。この疑問に対しては、前註・4で述べたように、「彼」=「主君」と解釈し、レーン法16(=AV1・42)でも、「上級主君」(および、彼に対する「授封更新請求」)が、明示的に言及されていないものの、実質的には問題となっている、と理解することによって、はじめて納得のいく解答を見出すことができるのである。
- 6) 「6週と1年」という期間(と「1年と1日」との差)については、前出レーン法14・4、註・4のほか、後註・8で述べることをも参照されたい。
- 7) この箇所においては、「レーン法」の de gewere に対応する) AV の warandia の語は行末に位置し、次行の aliena と韻を踏んでいる。前出レーン法5・1(=AV1・19)、註・2を参照
- 8) この条項では、(私見によれば)「主君」が(その主君=「上級主君」に)所領を返還(ないし売却——以下においては省略する)した場合、「主君」が「6週と1年」以内にそれを(「上級主君」から)「再(び)授封」された時は、「主君」からその所領を(又)授封されていた家臣は改めてその「再授封」を受ける必要はない、という趣旨のことが述べられている。なぜこのような規定が設けられたのであろうか。この問題を考える手がかりは「6週と1年」という期間(ないし期限)にある。(前出レーン法14・4、註・4を参照)。(「彼」=「主君」という私見を前提にすると)、この期間は、直接には、「主君」が「上級主君」に返還した所領を「引き戻す」(uten)(=その「再

授封)を受けて取り戻す)ための期限を意味する。しかし、それは同時に、「家臣」がこの(「上級主君」の手に戻った)所領の「授封更新」を求めるべき期限でもある。したがって、「主君が6週と1年(その所領の)占有を手放していたのでない限り」(AV1・42の註・7の箇所を参照)、換言すれば、主君が上記「年期」内にこの所領を上級主君から引き戻した場合は、家臣が上級主君に対してその所領の授封更新を求める「年期」はまだ残っており、家臣がまだ上級主君にこの所領の授封更新を求めている場合もあるはずである。特にこの場合には、家臣に授封されていた所領の法的位置づけは原状に戻っている(ので、家臣はもはや上級主君に授封更新を求めることができないし、その必要もない)のだから、改めて主君からその所領の授封を受けるまでもなく、所領をそのまま占有・支配していても良い。——以上がこの条項の背後にある考え方であろう、と推定される。なお、家臣が——主君が所領を引き戻す前に——上級主君にこの所領の授封更新を求めしまった場合は、所領は(主君がその引き戻しを求めた時)すでに上級主君から(直接)この(又)家臣に、または、(主君がその新しい主君として指定した)別な家臣に授封されてしまっている(前出レーン法15・2、註・2、および、レーン法15・3、註・11を参照)ことがありうる。この場合、上級主君が所領を(再)授封するには、少なくとも法的には、(又)家臣またはその新しい主君が所領を上級主君に返還する(か、あるいは、上級主君がそれを彼等から判決をもって剥奪する)ことが前提になり、そもそもこの場合に主君による所領の引き戻しが可能かどうかさえ不明であるが、この条項はそうした場合までは考慮に入れていない、と解するのが妥当であるまいか。念のために一言しておく、「彼」=「家臣」説を採っても同じ問題は一段下のレベル(つまり、「主君」と「家臣」の間)で生じうることに注意されたい。

- 9) b-bの箇所は、「レーン法」では削除されているが、(おそらく)それがなくても意味は変わらない、と考えられたからであろう。(ただし、上掲邦訳においては、念のため「レーン法」にb-bと同じ補訳を施しておいた)。

17) ^{a)}いずれかの家臣の(=家臣に授封されていた)所領を主君が、その所領の持主である(=その所領を授封されていた)彼(=家臣)が居合わせているところで、その家臣の正式な異議(申立)なしに(*ane rechte wedersprake*),¹⁾よそへ(*wech*)(=別な家臣に)封与する(ないし、した)場合、彼(=その家臣)は、それ以前にはその者のレーンであったその所領について、もはやいかなる権利(*recht*)²⁾をも主張(ないし、要求)する(*bereden*)³⁾することをえない。^{a)}

AV1・43) ^{a)}いずれかの者(=家臣)の(=家臣に授封されていた)レーンを、その者が居合わせているところで、主君が別な者(=家臣)に封与する(ない

し、した) 場合、これにその者が異議を唱えない (non contradicere)¹⁾ ならば、(その者は) (この) レーンについていっさいの権利 (ins)²⁾ をもた (habere)³⁾ ないことになる。^{a)}

- 1) rechte wedersprake の語については、前出レーン法10・5、註・5を参照。ここでは ane rechte wedersprake の語がそっくり「レーン法」で「補足」されていたが、ここでは AV (1・43) でそれに対応する箇所が単に non contradicere になっている。しかし、それとくらべても、「レーン法」における rechte wedersprake の概念がいちだと明確なものになっていることは明らかであろう。
- 2) この場合の recht (ないし、ius) の語については、次註・3で述べる。
- 3) この場合の recht の語は、もちろん (結局は)、(所領をレーンとして占有・支配するという)「実体的」な権利をも意味しうが、直接には、「(他の家臣に授封されてしまった) 所領の (再) 授封ないし「引き戻し」を求める」という、言わば「手続的」な権利を指す可能性が大きい (前出レーン法14・2、註・4を参照されたい)。しかも、このレーン法17については、対応する AV 1・43では nil iuris habeat という (言わば「中立的」な) 言い方がされていたものが、nen recht ne mach mer bereden と、überführen や nachweisen などといった手続法的な含意をも色濃く持つ bereden の語が用いられていることによって、(単に ne hevet nen recht mer と言われていた前出レーン法14・2とくらべても) いちだと「手続(法)的」な含意が強めてられていることに注意されたい。(なお、bereden の語義については、さしあたり、Text, S. 222 u. 162を参照。また、bereden の語は、後出レーン法35・1と72・10においても、このレーン法17におけるのと同義に用いられている)。

209

18¹⁾ 主君が彼の家臣を(問責すべく)(裁判期日を定めて)レーン法廷に (to lenrechte) 召喚する(ないし、した) (degedingen)²⁾ 場合、その裁判期日までの間は、(たとえ) 彼 (=家臣) が何かについて彼 (=主君) を訴え (sculdegen)³⁾ ても、彼の (=家臣が責を問われている) 事案 (の審理) が終わっていない限り、彼 (=主君) はその家臣に応訴する義務がない。⁴⁾ しかし、主君のレーン法廷 (lenrecht) (における審理ないし終局判決) が判決をもって延期 (ないし日延べ) され、そして (それまでの間に) この家臣にある所領が——それがゲディングである (ないし、あった) にせよ (すでに亡父が占有・支配していた) レーンである (ないし、あった) にせよ —— (それまでの) 持主の死亡によって (その家臣に) 帰属する (ないし、

した) (irsterven)⁵⁾ 場合、彼 (=家臣) が主君に対してその所領 (の授封) を希求 (ないし、請求) (sinnen) し、⁶⁾ あるいは、法 (の定める手続) に従い (mit rechte)⁷⁾ (その所領を) (立証・) 取得することを乞うならば、⁸⁾ 主君は、法 (の定める手続) に従い (mit rechte)、⁷⁾ たとえ主君による問責 (sculdegunge)⁹⁾ が終わっていても、彼 (=家臣) の裁判期日までの間に、彼 (=家臣) に対してレーン法を行う (lenrecht dum) (レーン法上の義務を果たす = 具体的には、所領を授封し、または、所領の授封を承認する)¹⁰⁾ べきである。(しかし) それ以外の場合¹¹⁾ には、主君は (そうしようと思えば)、(それ以上延ばすと) 家臣が (所領の授封を) 希求 (ないし、請求) すべき年期を懈怠することになる (sek verjarde an siner sinnunge)¹²⁾ まで (は)、家臣を彼の訴えについて (an siner sculdegunge)⁹⁾ (=家臣の訴えに応ずるのを) 引き延ばす¹³⁾ ことができる。¹⁴⁾

- 1) この条項は、AV には対応条項がなく、「レーン法」で補足された (と目される) ものである (後註・4 を参照)。
- 2) jm. od. jn. (to lenrechte) degedingen という表現については、石川「ラント法とレーン法」、1611頁、および、註・21を参照されたい。
- 3) sculdegen (=beschuldigen) の語 —— 後註・9 (2箇所) の sculdegunge (=Beschuldigung) はその名詞形である —— は、(特に「レーン法」では)、「(レーン法廷で) (誰かを) 訴える、または、(誰かの) 責を問う」という意味で用いられるが、主君が家臣の責を問う場合については、—— ラント法上の「訴え」と区別するために —— 「問責する」(ないし、「問責」) という訳語を用いることにする。
- 4) ここまでのところについては、ラント法 3・12・1 (=「いずれかの者が他の者を訴え、そしてかの者 (=相手方) も彼を (訴えた) 場合、最初に訴える (ないし、訴えた者は、彼 (=相手方) がまずもって彼 (=最初に訴えた者、あるいは、その訴え) から自由に (ledich) ならない (=解放されない) 限り、彼 (=相手方) に応訴することを要しない」) を参照すると、「ラント法」が書かれた後に、特にこの条項を念頭に置いて「レーン法」に補足された可能性がある。なお、前註・1、および、後註・14を参照。
- 5) irsterven の語は、石川「ヘールシルト制」(1)、註・85で指摘しておいたように、「レーン法」ではすべて AV に対応条項、ないし、対応する語のない箇所で用いられており、「レーン法」ではじめて (「ラント法」執筆後、そこでの省察にもとづいて) 用いられたもの、と推定されるが (この点については、なお後出レーン法 57・1をも参照)、「ある所領が (特に gedinge の場合のように、「相続」以外の仕方) 持主の死亡により (ある者に) 帰属する」という意味で用いられている (前出レーン法 5・1、後出レーン法 57・1と 4)。しかし、この語には「相続」の場合をも含めた用例もあり (後出レーン法 71・5 を参照)、このレーン法 18 の場合には、「それが gedin-

geであるにせよ len であるにせよ」と明記されているから、「(亡父が占有・支配していた)所領^{レーン}が亡父の死亡により封相続人である息に帰属する(=「相続」される)場合を含む、と解される(前出レーン法6・1=AV1・24を参照)。なお、この点については、ひきつづき後註・6と8を参照されたい。

- 6) この箇所の原文: des (gudes) he an den herren sinnet には、(一般にはむしろ「所領の授封を希求する」という意味で用いられる sinnen の語が姿を見せるものの)、家臣が主君に希求するのは文言上「所領」であり、その「授封」を示す語は見当たらない。さらに、前註・5で述べた二つの場合のうち、所領^{レーン}が gedinge であった場合については、所領^{レーン}はすでに gedinge の形で「授封」されているから、gedinge をもつ家臣がそれまで所領を占有・支配していた家臣が死亡した際に、主君から改めて所領の「授封」を求める必要はない。(現にレーン法5・2の後に訳出しておいた AV1・21=後出レーン法57・1においても、所領を占有・支配していた家臣の死後、gedinge 権者は「6週と1年以内に……(主君に対して)彼に封与されたレーン(=彼にその所領がゲディングの形で封与されたこと)を承認する(confiteri)よう乞うべきである」、とされているにすぎない)。しかし、(亡父が占有・支配していた) len の場合には、後出レーン法22・1~22・3に明らかのように、封相続人は父の死後「1年と1日」以内に主君に対して(忠誠宣誓ないし臣従礼を捧げて)所領の「授封」を求めなければならない。邦訳に「その所領(の授封)」と「授封」の語を補ったのは、前註・5で述べたことから、この箇所の一文は所領が(亡父の) len であった場合を含んでいることをはっきりさせようとしたからである。なお、この点については、後註・8(の後段)と10を、また、sinnen の語については、後註・11を参照されたい。
- 7) mit rechte の語について、前出レーン法14・3、註・11を参照。
- 8) この箇所は、前註・6で述べた二つの場合のうち、所領^{レーン}が gedinge であった場合のみに関係する。家臣が(所領ないしその授封を希求し、主君がそれを認めなかった場合に)「法(の定める手続)に従い(所領を)(立証・)取得」しなければならないのは、「それを見または聞いた家臣(二人)とともに」主君にそれを「想起(erinnern)させる) gedinge の場合であり(前出レーン法5・2=AV・21と1・22、および、後出レーン法57・1を参照)、主君から授封を拒まれた封相続人は所領を「(ひきつづき)保持」し、「それを(主君に対する)勤務なしに占有」することができる(後出レーン法22・3を参照)からである。(なお、この点を強調すれば、あるいは、この箇所だけでなく、前註・6の箇所も、所領^{レーン}が gedinge であった場合だけにかかわるのではないかと、という疑問が生まれるかも知れないが、こうした疑問については、前註・6でも指摘したように、「それが gedinge であるにせよ len であるにせよ」と明記されていることのほか、後註・10で述べることをも参照されたい)。
- 9) 前註・3を参照。
- 10) この箇所の lenrecht dun の語を、ヒルシュは die lehnpflicht erfüllen と訳し、(Hi., S. 120)、それに ihn belehnen というコメントを加えているが(a. a. o. Anm. 2)、石

川「ラント法とレーン法」、1618～20頁で指摘しておいたように、この表現における *lenrecht* の語が(レーン法上の)「義務」を意味するにせよ「権利」を意味するにせよ、それが(一般には、ないし、これ以外の箇所では)「授封する」という意味で用いられていることは確かである。しかし、この条項の場合は、前註・6で指摘したように、所領が(亡父の) *len* であった場合だけでなく、*gedinge* であった場合も含まれ、後者の場合には「授封」は必要がなく、その「承認」で足りるので、「レーン法を行う」と直訳した上で本文のように「補訳」しておいた。(なお、前註・8の末尾で指摘した疑問は、(逆に)この表現によって消滅するはずである)。

- 11) 以下の「それ以外の場合」について述べられていることに関連して注意しなければならないのは、まず、この条項の主題である(=主君に訴えられた家臣が主君を訴えても、主君による訴え(=問責)の審理がすむまでは、主君は家臣に応訴するに及ばない、という)「原則」に対してその「例外」として挙げられているケースが、(問責のための裁判期日が延期されている間に起きた) *gedinge* ないし *len* の「死因帰属」およびそれに伴う「授封(の承認)」の場合である、という事実であろう。そのことから、(*gedinge* の授封を主君に承認されずに、家臣が所領を立証・取得する手続だけでなく、——前註・7の箇所の *mit rechte* を参照)、「授封(の承認)」そのものがレーン法廷における「裁判」の手続を経て(少なくとも、それに準じた形で)行われることが示唆されているからである。さらに、「それ以外の場合」について述べた以下の文章でも、(sinnen——前註・6を参照——の名詞形である *sinnunge* の語を用いて)、「家臣が(所領の授封を)希求すべき年期を懈怠することになるまで(は)」(前註・12の箇所)(問責の審理中、主君は家臣の訴えに応訴する必要がない)、と言われている。したがって、(論理的には)、家臣が *gedinge* や *len* の「死因帰属」以外の事由で主君に所領の「授封」を求めた場合そのものも、(家臣が主君を、ないし、主君に訴える)「それ以外の場合」に含まれ、(「死因帰属」の場合のような)「例外」的取り扱いはなされない、ということになる。ところで、この条項における家臣は主君のレーン法廷に召喚されており、その直臣に限られる(=主君の又家臣を含まない)と考えられるから、彼が「死因帰属」以外の事由で主君に対して所領の「授封」を求める場合として具体的に問題になりうるのは、彼が所領を主君に返還し、あるいは、彼から所領が(レーン法廷の)判決をもって剥奪されて所領の「引き戻し」(ないし、再授封)を求める場合に限られる、と考えてよいであろう。そこで、なぜこれらの場合とくらべて、*gedinge* や *len* の「死因帰属」の場合が「例外」的に優遇されているのか、という疑問が浮かんでくる。もちろん、所領の「返還」や「剥奪」の場合とくらべると、「死因帰属」の際に「授封」を求める家臣には——所領そのものに関する限り——何の落度もない、という実質的な配慮がなされているであろう、ということは当然考えなければならない。しかし、この条項では(もともと「優遇」されていた)「相続」の場合(特に前出レーン法6・1、および、後出レーン法22・3を参照)だけでなく、*gedinge* の場合がそれと並んで「例外」とされていることは、

(レーンについて設定される「一期分」をも含めて) *gedinge* の権利が「レーン法」では (AV とくらべて) いちだんと明確になり強化されていること (特に後出レーン法57・3を参照、「一期分」については、石川「ヘールシルト制」(2)、56頁以下を参照) との関連においても見落とすことのできない点である。

- 12) 前註・6、および、次註・13を参照。
- 13) この件の原文：De herre mochte anderes an siner sculdegunge togen den man をヒルシュは Der herr könnte sonst mit siner beschuldigung den mann hinziehen と訳して (おり、(Hi., S. 120)、ショットも *Andernfalls könnte der Herr mit seiner Beschuldigung den Mann hinhalten* と訳して (Sch., S. 261) これに追随して) いるが、これでは (mit と訳された) 原文の *an* が家臣を *togen* する手段ということになる (少なくとも、そう解される余地を残すことになる)。(私見によれば)、この箇所 *an* (*siner sculdegunge den man togen*) は、直前 (原文では直後) の (*sek*) *an* (*siner sinnunge verjaren*) と同じ (実質的には目的語を示す) 用法と解すべきである、と思われる。
- 14) 最後に、念のために、なぜこの条項が(「レーン法」で)ここに補足されたかについて一言しておきたい。直前のレーン法17では、主君が家臣の居合わせているところで(彼に授封されていた)所領を別な家臣に授封した場合、直ちに(その場で)正式な異議を申し立てないと、家臣はそれまで彼のレーンであった所領について(もはや)いかなる *recht* ももたない、とされている。この *recht* の語を——同条への註・3で述べたように——手続(法)的意味に理解すれば、レーン法17では、少なくとも潜在的には、(つまり、家臣はもはや主君のレーン法廷でその所領の「引き戻し」(=「再授封」)を求めたり——前註・11を参照——その帰属について争うことができない、あるいは、(たとえ)そうしても敗訴する、という意味では)、所領の帰属をめぐる主君・家臣間の係争が扱われているので、このレーン法18は前条17のこの点に関連してその直後に補足された、という説明が可能になる。(なお、レーン法18が17の直後に補足されていることによって、逆に、(17の) *recht* の語を手続(法)的に理解すべきであるという私見が支持される、ということについては、改めて指摘するでもあるまい)。

19・1¹⁾ ある家臣が彼の代言人の言葉を肯定せず、そして主君がそのかどで²⁾ 代言人の責を問う(ないし、代言人を問責する) (*sculdegen*)³⁾ 場合は、彼 (= 代言人) はそのかどで²⁾ (主君に) 罰金を支払わ (*wedden*) なくてはならない、⁴⁾ ただし彼 (= 代言人) が、それに対して(彼の権利にもとづき) (単独で) 宣誓を行い (*sin recht dun*)、⁵⁾ (次のこと、すなわち) 彼 (= 自分) は、彼 (= 自分) が代言人としてその者に与えられたかど者 (= 主君によって召喚され問責されている

家臣本人)が彼(=自分)に乞う(た)のと違うようには話さなかったこと、を誓言する⁶⁾場合は、この限りでない。^{7)・8)}

- 1) この条項は、AVに対応条項がなく、「レーン法」において補足された(と目される)ものである。したがって、それが「ラント法」執筆後そこでの省察をも加えるべく補足された可能性をも念頭に置く必要があるが、この点については後註・7を参照されたい。
- 2) この「そのかどで」(dar umme)の「その」は、代言人の性格ないし役割(一般)から言っても、後段(註・6の箇所)の「誓言」(ないし、釈明)の内容から言っても、直接には、代言人が本人に頼まれたとは違ったことを話したことを指す、と解されるが、この点についても後註・7を参照されたい。
- 3) sculdegenの語については、前出レーン法18、註・3を参照。
- 4) 後出レーン法65・1には、「いずれの過失(ないし、罪過)(scult)のかどによっても、主君は彼の家臣をレーン法廷に召喚(して問責)することができる、その過失(ないし、罪過)が罰金(wedde)に値する場合は」という規定がある。
- 5) この箇所のrechtの語については、前出レーン法15・3、註・6を参照。
- 6) 前註・2を参照。
- 7) この条項については、代言人が自らの過失を認めて罰金を支払った場合は、結局、もともと本人が(代言人を通じて)言おうとしたことがレーン法廷でも認められることになる、ということは明らかであるとして、代言人が(宣誓によって)自らの無実(=本人に頼まれた通りに話したこと)を証明した場合には(論理的には、本人が代言人に頼んだことを否定する代言人の発言が、レーン法廷で本人の頼んだ通りと認められたことになり、それを否定したことについて)本人の責は問われないのか、ということが問題になるであろう。これに関連する(ないし、しうる)ものとして、「ラント法」には、「ある者(=本人、manの語は「レーン法」では「家臣」を指して用いられる)が彼の代言人の言葉を肯定しない場合、その(=彼が肯定しない)間は彼は彼の代言人の言葉について損害(=罰金や贖罪金)なしにすむ」(3・14・1)、という規定がある。それに、「ラント法」には、「この者(=本人、レーン法19・1では「家臣」)は、彼が代言人をもってからは、法廷で(vor gerichte)公然と(=皆に聞こえるように)話してはならない。しかし、裁判官が彼に、彼は彼の代言人の言葉を肯定するか(否か)と問う(た)時には、彼は「(肯定)する」または「(肯定)しない」と述べ、あるいは(代言人との)協議を乞うことができる」(1・62・11)という条項もあるから、(本人が言い間違いによって不利益を蒙らないようにするという)代言人を置く目的(ラント法1・60・1を参照)から言っても、代言人との協議の内容(したがって、本人が彼に頼んだこと)は法廷で公開される必要がなく、むしろ公開されてはならない、とさえ言える。したがって、主君が(前述の場合)本人の責

を問おうとしても、実質的には(まず)不可能と考えられるのである。この点については、なお次註・8をも参照されたい。

- 8) この条項が、直前のレーン法18を承けて(同条への註・14を参照)、レーン法廷に召喚され(主君の問責を受け)家臣の地位ないし権利を(代言人との関係について——特に前註・7を参照)補足したものである、ということは改めて指摘するまでもあるまいが、次条19・2との関連において、あらかじめ次の二つのことを指摘しておきたい。すなわち、①この条項には代言人に関する「ラント法」の条項を参照することによって(より良く)理解できる点が含まれており(特に前註・7を参照)、したがって「ラント法」執筆後そこでの省察を踏まえて「レーン法」に補足された可能性があること、および、②この条項では、レーン法廷で彼の(=本人に頼まれた通りに話さなかったという——前註・2を参照)過失を問責された代言人が、(単独の)宣誓をもって主君による問責を逃れることができる、とされていること、以上二つのことがそれぞれである。

19・2¹⁾ 家臣は(主君による)あらゆる問責(sculdegunge)²⁾から彼(単独)の潔白(=無実)の宣誓(=否認宣誓)(unscult)をもって逃れることができる。それ(=問責の事由)が(ラント)法廷で(vor gerichte)³⁾生じた(ないし、行われた)ことを、なんぴとも証言(ないし、証人により立証)しえないものについては。⁴⁾

- 1) この条項については、前出「はじめに」(註・7)でも触れたように、石川「裁判(権)」において、それまで(vor)gerichteの語(註・3の箇所)は例外的に「レーン法廷」をも含むと解してきた私見を改め、gerichteの語はここでも「ラント法廷」だけを指すという(新しい)私見を提示した。これは、ザクセンシュビーゲルにおける裁判(権)のあり方とも(深く)かかわる問題なので、あらかじめ指摘しておきたい。この点については、後註・4をも参照されたい。
- 2) sculdegungeの語については、前出レーン法18、註・3を参照。なお、直前のレーン法19・1ではこの語のもとになった動詞sculdegenの語が用いられており、そのことから(も)、このレーン法19・2がそれにひきつづき主君によって(問責のため)レーン法廷に召喚された家臣の地位・権利について論ずるために、「レーン法」でその直後に補足されたものであることは明らかであろう。この語を「(主君による)問責」と訳したのはそうした文脈をはっきりさせておきたかったからであるが、前出レーン法18にも明らかのように、sculdegen(および、sculdegunge)の語は、「(家臣仲間による)訴え」を指して用いられることがあ(り)う。この点については、後註・4で述べることを参照されたい。
- 3) 前註・1、および、次註・4を参照。
- 4) この(前註・3)箇所のvor gerichteの語については、従来、gerichteがどの法廷を

指すのか——具体的には、(問題を世俗法に限り「教会裁判所」を別にすると)、「レーン法廷」だけを指すのか、「ラント法廷」をも含むのか、それとも(新しい私見のように)「ラント法廷」だけを指すのか——という問題は、石川「裁判(権)」にいたるまで、立ち入って検討されることがなかった。確かに、エックハルトはラント法1・18・2の参照を求めており(Text, S. 66, Anm. 5)、ヒルシュもラント法1・7とのつながりを指摘しているが(Hi., S. 120, Anm. 5)、これらの条項は、「約定」(=契約)(ないし、「保証」)は、(ラント)法廷で(vor gerichte)結ばれた(ないし、なされた)ものでない限り、(たとえいかに周知のものであっても)相手方がそれを(単独の)宣誓をもって否認することができる、とするものであり、これらの条項とのつながりを指摘するだけでは、レーン法にも同じ原則があったということになるだけであって、このレーン法19・2の *sculdegunge* が(少なくとも、主に)「約定」(や「保証」)の不履行にかかわる、という理解さえ生みかねない(現にヒルシュは、同註の中で、*insbesondere Rechtsgeschäfte* と言っている)。しかし、こうした理解に立つ限り、直前のレーン法19・1で、(当該主君の家臣である——前出レーン法9・1を参照) 代理人がレーン法廷で犯した「過失」(ないし、「罪過」)についての主君による「問責」から(単独の)否認宣誓をもって逃れうる、とされていることとのつながりを説明することは難しいであろう。さらに、*gerichte* の語が、ザクセンシュピーゲル全巻を通じて、すなわち「レーン法」における2箇所(=後出レーン法55・6と76・1)を含めて、他の箇所では(世俗法に関する限り)すべて「ラント法廷」(および、それをもとにした「(ラント法上の——以下同様)裁判権」、「裁判管区」、「裁判官」、「判決」や「刑罰」など)の意味で用いられている、という事実との整合性の問題が何ともしも気に懸る。しかし、それらの点を含めて、このレーン法19・2の *vor gerichte* を「ラント法廷で」とする私見の論拠については、石川「裁判(権)」で述べておいたので、本稿ではそれを繰り返すことはせず、以下、「レーン法」で(家臣によるそれをも含めて——前註・2を参照) *sculdegen* や *sculdegunge* の語、(家臣の)「否認宣誓」、(主君に支払われる)「罰金」(前出レーン法19・1、註4と7を参照)が姿を見せる条項について、個別的にこのレーン法19・2との関連(の有無)を検討していくことにする。(なお、従来、ザクセンシュピーゲルにおける *gerichte* の語が(世俗法に関しては)「ラント法廷」にだけかかわるのではないか、という問題が祖上にのぼることさえなかったことについては、次のような事情も大きくかかわっていた、と思われる。すなわち、同書を現代語訳(だけ)で読んでいくと、(レーン法廷を指す) *lenrecht* の語は *Lehngericht* と訳され(また、たとえば *rechte wedersprake* は *gerichtlicher Widerspruch, mit rechte* も(時に) *gerichtlich* と訳され)ているから、*gerichte* の語は当然「レーン法廷」にもかかわると無意識のうちに信じこんでしまう、という事情がそれである。このことは、言うまでもなく、同書を原典で(しかも同書全体における法のあり方との関連を考えながら)読むことの重要性を示唆しているが、この点については、拙稿「法史学と Exegese」、(『岩波講座・世界歴史』第7巻、「月報」8、1998年)を参照されたい)。